

ICS 03.140

日本語版

標準必須特許のライセンスの 中核となる原則とアプローチ

この CEN / CENELEC ワークショップ協定は、利害関係者の代表者のワークショップによって、起草及び承認されており、その構成は、このワークショップ協定の序文に示されているとおりである。ワークショップ協定の策定においてワークショップが従う正式なプロセスは、CEN 及び CENELEC の各国のメンバーによって承認されているが、CEN 及び CENELEC の各国メンバーも、CEN-CENELEC 管理センターも、本 CEN/ CENELEC ワークショップ協定の技術的内容について何ら責任を負うものではなく、他基準や法律との矛盾する可能性は存在する。この CEN / CENELEC ワークショップ協定は、CEN と CENELEC、及びそのメンバーによって築かれた公式の標準では、決してない。

この CEN / CENELEC ワークショップ協定は、CEN メンバー国標準化団体及び CENELEC 国家電気技術委員会から参照文書として公開される。

CEN 及び CENELEC のメンバーは、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国の国家標準化機関及び国家電気技術委員会である。



EUROPEAN COMMITTEE FOR STANDARDIZATION
COMITÉ EUROPÉEN DE NORMALISATION
NEUROPAISCHE SKOMITEE FÜR NORMUNG

ヨーロッパ標準化委員会
CEN-CENELEC 管理センター: Rue de la Science 23, B-1040 Brussels

Contents

ヨーロッパの序文.....	1
序章.....	5
1. 範囲.....	1
2. 文書の要約と中核となる SEP ライセンシングの原理.....	1
3. ライセンスプロセスとベストプラクティスの概要.....	3
3.1 当事者.....	4
3.2 SEP ライセンス交渉における秘密保持契約 (NDA).....	7
3.3 FRAND ライセンス合意の基本事項.....	8
3.4 SEP の価値評価手法.....	8
3.5 ライセンスの拒絶.....	11
3.6 SEP ポートフォリオとポートフォリオライセンス.....	12
3.7 紛争.....	13
3.8 差止命令.....	13
4. FRAND 条件でのライセンス：市場の背景.....	16
4.1 市場の背景.....	16
4.2 FRAND 義務の経緯、競争法の側面、及び公益機能.....	18
4.3 SME の利益の考慮.....	26
5. 重要な FRAND と SEP ライセンス問題に関わる中核原則：法的、事実に背景.....	28
5.1 SEP 交渉における差止命令の使用と誤用及び差止命令の脅威.....	28
5.2 全ての意欲的なライセンシーに対するライセンス.....	34

ヨーロッパの序文

CWA 95000 : 2019 は、CEN-CENELEC ガイド 29 「CEN / CENELEC ワークショップ協定」、及び、CEN / CENELEC 内部規則-第 2 部の、関連規定に従って決定された。

CEN / CENELEC ワークショップ協定 (CWA) は、CEN / CENELEC ワークショップによって、作成、及び、承認され、CEN / CENELEC が、出版物として有する協定であり、その内容に責任を持つ、特定された個人、及び、組織のコンセンサスを反映している。CWA は、そのコンテンツの実施を希望する当事者が、自主的に使用するためのものである。CWA は、CEN / CENELEC によって、正式に承認された、法的アドバイスとして解釈されるべきではない。

附属書を含む、このワークショップ協定 (CWA) は、2019 年 1 月 16 日に、利害関係者の代表者のワークショップによって、起草され、承認された。ワークショップのキックオフミーティングは 2018 年 02 月 12 日に開催された。

この CWA によって表明される合意を、支持した組織は、次の経済部門から選ばれた。自動車、電気通信、IoT、無線技術機器、法律、ソフトウェア、技術系中小企業、及び、製造。

この CWA の策定における、ワークショップに続く正式なプロセスは、CEN / CENELEC の国家メンバーによって承認されているが、CEN / CENELEC の国家メンバーも、CEN-CENELEC の管理センターも、CWA の内容について、責任を負うものではない。

この CWA の、公衆意見募集は、2019 年 1 月 29 日に開始され、2019 年 3 月 28 日に終了した。

公開前の、この CWA の最終レビューは、2019 年 4 月 24 日に開始され、2019 年 5 月 2 日に、正常に終了した。この CWA の最終テキストは、2019 年 5 月 3 日に、公開するために CEN に提出された。

この CWA を策定し、承認した会社/団体は、下記のとおりである。

- **ACT The App Association**
- **AirTies Wireless Network**
- **Apple Inc.**
- **Bayerische Motoren Werke AG**
- **Cisco Systems, Inc.**
- **Creo Group**
- **Denso International Europe**

- **Deutsche Telekom AG**
- **Fair Standards Alliance**
- **Groupe Renault**
- **Honda Motor Co., Ltd.**
- **Juniper Networks**
- **Multispectral Limited**
- **N&M Consultancy**
- **Nordic Semiconductor ASA**
- **Ponti & Partners SLP**
- **Sequans Communications**
- **SolidQ**
- **TapTap**
- **Telit Communications SpA**
- **Volkswagen AG**
- **Wyres SAS**

また、下記の会社/団体は、この協定の草案に参加しなかったものの、内容に対して一般的な賛同を表明した。:

- **ACEA (European Automobile Manufacturers' Association)**
- **Andaman7**
- **BadVR**
- **Barefoot & Co.**
- **Blue Badge Insights**
- **Bullitt Group**
- **Concentric Sky**
- **Crosscall**

- **Daimler Brand & IP Management GmbH & Co. KG**
- **EDMI Limited**
- **Egylis**
- **emporia**
- **Eucomreg**
- **Fairphone**
- **Ford**
- **High Tech inventors Alliance**
- **Hitachi ltd.**
- **HP Inc.**
- **IP2Innovate**
- **Kamstrup A/S**
- **Lenovo**
- **MotionMobs**
- **Nationsorg**
- **Nouss**
- **PSA Groupe**
- **Sagemcom**
- **Sierra Wireless**
- **Sigao Studios**
- **Sky**
- **Southern DNA**
- **Synesthesia**
- **Toyota Motor Corporation**
- **U-Blox**
- **Valeo**

CWAの参加者は、関心のある利害関係者が、CWAに、フィードバック、及び、コメントを提供することを、推奨し、将来の法律と事業の発展とともに、そのようなフィードバックが、CWAの、将来の進展につながることを、期待している。参加者は、追加、または、更新されたコンテンツに関する提案を、CWAの事務局（DIN）を通じて、提出されようよう推奨する。

このワークショップ協定は、CEN / CENELECの国家メンバーから、参考文献として入手可能である（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国）。

ACT | The App Association

序章

技術標準は、現代の世界経済を推進するのに、有用である。産業が、ヨーロッパ及び世界中で、発展、及び、進化し続けるにつれて、新しい標準は、いわゆる「モノのインターネット」(IoT)、5G 関連標準、及び、その他の次世代標準化テクノロジーに、向けられている。ますます多くの産業が、これらのタイプの標準化されたテクノロジーと、それらが提供する、互換性を組み込むことが予想される。

標準化されたテクノロジーは、通常、標準開発組織 (SDO)¹によって開発されている。これら組織では、業界の参加者と、他の利害関係者が集まり、技術仕様を策定し、合意する。何百もの重要な SDO があり、いくつかの著名な、ヨーロッパ、及び、国際的な SDO には、次のものがある。

- 電気通信規格に、焦点を当てている、欧州電気通信標準化機構 (ETSI)
- 米国電気電子学会 (IEEE) は、世界最大の技術機関であり、無線通信と有線通信の両方、及び、その他の産業ソリューションに、焦点を当てている。
- 国際電気通信連合 (ITU) は、電気通信、ビデオ、及び、オーディオ技術の標準化に、焦点を当てた国連 (UN) 機関であり、他の 2 つの主要な SDO である、国際標準化機構 (ISO) と国際電気標準会議 (IEC) と協力して活動している。
- 電気工学の分野での、欧州標準化を担当する、欧州電気標準化委員会 (CENELEC)、及び、その他の分野での欧州標準化を担当する、欧州標準化委員会 (CEN)、及び
- ドイツの標準化機構であり、ISO への参加を、委任しているドイツ規格協会 (Deutsches Institut für Normung または DIN) など、さまざまな国内標準化機構。

技術標準の開発において、SDO は、多くの場合で、仕様書の貢献者、または、他の第三者が保有する、特許 (または係属中の特許出願) の対象となる可能性のある技術を組み込んだ、仕様書を策定する。標準を実施するために必要な特許は、標準必須特許 (SEP)²と呼ばれている。

¹ SDO は「標準化団体」または SSO と呼ばれることもあり、これらの用語は、本書で互いに変換可能な意味で使用される。

² SDO の特許方針の中には、特定の方針の対象となる SEP を定義する際に、さらなる具体性や情報を提供する場合がある。さらに、特許権者が SEP であると主張するという理由だけで、当該特許が SEP となるわけではないことに注意することが重要である。必須性、侵害、有効性などについて争いがある場合、国内裁判所が特許が SEP であるかどうかを判断するための一般に適切な機関です。

SDOにて、企業は、標準開発へ貢献者として参加するだけでなく、最終化された標準を実装する製品を、販売することを意図する市場参加者としても、両方の立場からとして参加するのが、一般的である。いわゆる「貢献者」と、いわゆる「実施者」の間に、明確な区分をつけようとする動きは、一般に正確ではなく、実効的で、使用可能で、成功する標準を開発するというSDO参加者の利益を誤認する傾向がある。さらに、標準の「貢献者」であると同時に、「実施者」である企業が、数多く存在する。

特許は、イノベーションへの報酬であり、SDOが、革新的な新技術を組み込むことが可能であることが、重要である。課題としては、競合する会社が、標準化の特許技術を選択し、そのような技術を回避して、設計することができなくする場合には、ロックイン効果が生じることから、その濫用の可能性を防ぐことがある。

これらの、標準化の「ホールドアップ」問題に対処するために、上記のようなSDOは、通常、特定の公正、合理的、非差別的（FRAND）条件でSEPのライセンスを提供する特許ポリシーを採用している。

SDOは、SEPライセンスのポリシーに関して、それぞれある程度違っており、利害関係者が、特定の標準化企及に、参加するかどうかを決定するときに、ライセンス条件が、考慮要素になる場合がある。たとえば、一部のSDOは、標準に適用可能なSEPのライセンスを、FRANDロイヤリティフリー（FRAND-RFまたはFRAND-Zero）で提供する。他のSDOは、ロイヤリティを含む可能性のある、FRAND条件で、ライセンスを提供するポリシーを採用している。このCWAは、ロイヤリティを含む可能性のある、FRAND条件でライセンスする義務を含むポリシー下で運用される、SDOに焦点を当てる。³

FRANDポリシーでは、標準の参加者は、公正で、かつ、合理的な条件で、特許のライセンスを取得することを自主的に表明する。これにより、特許権者は、SDOに貢献した特許について、合理的で、差別のない価値を、得ることができる。また、FRANDコミットメントが支持されている場合は、SEPのホールドアップの可能性を、軽減するという、SDO、及び、SDO参加者の利益にも、対処できる。

³ このCWAは、一般に「標準」に言及するが、コンテキストに応じて、標準化されたテクノロジーを指すために、さまざまな用語が、使用される場合があることに、注意が必要になる。たとえば、欧州標準化に関する規則（EU）1025/2012は、「標準」、及び、「技術仕様」という用語の意味を、定義している。これら両方とも、本ドキュメントに関連している。同様に、一部のSDOは、「成果物」、「技術的成果」、「推奨事項」、または、その他の用語を、使用する場合がある。このCWAでは、「標準」という用語は、特定の文脈、または、組織に適用される可能性のある、正式な名前に関係なく、さまざまなタイプ、の標準化されたテクノロジーを指すものとして、一般的に使用される。前述のように、このCWAは、ロイヤリティを含む可能性のある、FRANDライセンス義務に関連するSDO、及び、標準に、対応することに重点がある。

近年、自主的な FRAND コミットメントから生じる義務（または「FRAND 義務」）に関する、意見の不一致を含めて、非常に多くの議論、論争、裁判所の訴訟があり、最近では、政府及び規制庁の調査が行われている。これらの問題は、無線通信技術を含む標準化技術が、自動車、産業、エネルギー、金融、運輸、倉庫保管、インフラストラクチャ、セキュリティなどの、新しい業界に移行するにつれて、ますます重要になっていることを示している。

この CWA は、(a) SEP ライセンスと、FRAND の適用に関する、指導的、及び、背景的情報を提供し、(b) 交渉当事者が、遭遇する可能性のある、いくつかの質問を特定して説明し、(c) 当事者が、SEP ライセンスの問題を、友好的に、FRAND 義務に準拠して解決するため、採用することを選択する可能性のある、いくつかの主要な行動と、「ベストプラクティス」を説明する。この CWA が、経験豊富な SEP ネゴシエーターと、経験の浅い SEP ネゴシエーターの、両方を支援し、他の利害関係者に、より効果的に公正な合意に達し、そして最終的には、業界、標準化、消費者の目標と利益を、よりよく促進する方法を知らせることができることを願う。

CEN-CENELEC の後援の下、DIN が事務局として組織され、この CWA を開発するために、CEN-CENELEC から参加の公募が発表された。ベルリンにある DIN の本社で開催された「キックオフ」ミーティングには、50 を超える関係者が参加し、開発プロセスを開始した。参加者は、複数の草案を交換し、その幾つかが、全参加グループによるコメントと、編集の対象となった。最終的に、この CWA が合意され、策定された。

この CWA は、一般的なコンセンサスベースでの、署名者の承認する実践的なアプローチとポリシーの見解を反映しているが、各参加者の、詳細な企業ポジションは、ドラフトの各側面に反映されていない可能性がある、ことに注意が必要である。このような企業のポジションには、追加、または、異なったベストプラクティスが、含まれる場合がある。同様に、CWA は、交渉当事者が、各自の取引で、支持を選択できる、ガイダンスと実務を提供するが、この CWA のすべての参加者、及び、他のすべての参加者は、ここに記載されているアプローチが採用されるべきかどうか、ケースバイケースで、独自のライセンス交渉を、自由に進めることができる。裁判所や他の判断者は、ここで取り上げるポリシーの問題、アプローチ、及び、実務を、考慮に入れる場合があり、CWA も、多くの依拠する司法的判断を特定するが、法的アプローチは国ごとに異なる場合が多く、ここで、特定の裁判所、または、他の判断者が、特定の問題、アプローチ、または、実務をサポートすることを示唆するものではない。

この CWA は、法的助言を構成するものではない。当事者は、ケースバイケースで、特定の取引に関して必要に応じ、自身の法律顧問及び弁護士に相談する必要がある。

1. 範囲

このCWAは、SEPライセンスの問題を、友好的に、FRAND義務に準拠して、イノベーション、産業、標準化などに、最終的に、消費者に、有益な方法で解決するために、当事者が採用する可能性のある、主要な行動、及び、「ベストプラクティス」のいくつかに対応している。CWAは、5GならびにIoT業界、及び、SEPが、適用可能な他の分野での、SEPライセンス実務に対応している。CWAは、SEPライセンスとFRANDの適用に関する、指導的、及び、背景的情報も提供する。

2. 文書の要約と中核となるSEPライセンシングの原理

このCWAには、次のように、概して、6つの章、及び2つの附属書が含まれている。

- 序文では、対処された業界の問題の概要と、標準、及び、SEPが、ヨーロッパ及び国際経済に与える、重要な経済的、及び、ビジネス上の影響について、説明する。
- 第1章は、ドキュメントの範囲を特定し、CWAが対応する分野を特定する。
- この第2章では、CWAを要約し、CWA参加者によって特定され、合意されたSEPライセンスの、核となる原則を示す。
- 第3章は、核となる原則を具体化、及び、支持し、FRANDプロセスを促進し、二者間交渉を実施するのに役立つ、SEPライセンスの「ベストプラクティス」の、実際的な要約を提供する。
- 第4章は、市場の背景と、FRAND義務を理解して、適用するために重要な、関連する競争法の考慮事項の要約を、提示する。
- 第5章は、適用法への広範な引用を含む、FRAND義務のより詳細な法的検討と分析を、記載されているSEPライセンスの、6つの中核となる原則の、説明とサポートとして、提示する。
- 第6章は、CWAの簡単な結論を示す。
- 附属書Aには、よくある質問(FAQ)がリストされており、SEPライセンスに携わる関係者に役立つ可能性のある回答が提供されている。
- 最後に、附属書Bは、透明性の観点から、また、情報と事実の共通基盤に基づいて、SEPライセンスの付与を促進するために、交渉当事者がすぐに利用できる資料をリストする。

交渉当事者は、場合によっては、第3章の「ベストプラクティス」の要約で扱われる、実際的な問題に集中することがあるが、FRANDライセンスの実務を推進し、FRANDの結果を促進するプロセスと、アプローチにそれを根付かせる、以下に要約された、6つの中核となる原則、

及び、第5章に記載されている、背景の法的根拠が役立つことも、理解する必要がある。

6つの中核原則は次のとおりである。

中核原則1：FRAND-SEP 保有者は、例外的な場合や、管轄権の欠如、または、破産等、FRAND 補償が、裁判によって対処できない場合を除いて、差止命令（または、同様の事実上の侵害排除プロセス）発令を、脅したり、追求、または、強制してはならない。当事者は、差止命令、または、その他の事実上の市場排除プロセスに関連する、不当な「ホールドアップ」の特権なしに、FRAND 条件の交渉を、模索する必要がある。

中核原則2：FRAND ライセンスは、関連する標準の実施を希望する、すべての人が利用できるようにする必要がある。一部の実施者へのライセンス付与を拒否することは、FRAND の約束と矛盾する。多くの場合、上流ライセンスは、特許権者、ライセンシー、及び、産業にとって有益であり、重要な、効率を生み出すことができる。

中核原則3：SEP は、下流製品の値や、用途ではなく、独自の技術的メリットと範囲に基づいて、評価する必要がある。多くの場合、これには、追加のテクノロジーを組み込んだ最終製品ではなく、SEP を、直接的または間接的に侵害する、最小のコンポーネントに焦点を当てることが含まれる。欧州委員会が指摘しているように、SEP の評価には、「技術を標準に含めるという決定から生じる要素を含めるべきではない」。さらに、「FRAND 価値を定義する場合、当事者は、標準の合理的な総ロイヤリティ率を、考慮する必要がある。」

中核原則4：場合によっては、当事者は、（異論の対象となる特許を含めて）相互ポートフォリオライセンスを、自発的に合意することがあるが、他の特許に関する異論が出されたからといって、ポートフォリオ中の、必須と認識された特許に対する、FRAND ライセンスを拒否すべきではない。このアプローチにより、当事者は、他の議論ある対象に左右されず、特許ポートフォリオ内の合意対象を特定することができる。合意されていない特許については、いかなる当事者も、ポートフォリオライセンスを取得することを、強制されるべきではなく、一部の特許について紛争が発生した場合、SEP 保有者は、実質の立証責任を果たさなければならない（たとえば、SEP が侵害されており、支払いが必要であること、また、FRAND レートの立証）。

中核原則5：FRAND 交渉のどちらの当事者も、相手方に、広範にわたる秘密保持の契約を、強要すべきではない。特許リスト、関連製品を特定するクレームチャート、FRAND ライセンス条件、従前のライセンス履歴の要素など、一部の情報は、予定される FRAND 条件の評価にとって重要であり、これらの資料の公開は、一貫した FRAND の公正な適用という、公共の利益を推進する。特許権者は、潜在的なライセンシーが、効果的に交渉する能力を妨げるため、特許、または、従前のライセンスに関する、情報の要素についての情報上の優位を、利用しようとするべきではない。

中核原則6：FRAND の義務は、特許の譲渡にもかかわらず変更はなく、特許の売買取引には、その趣旨の、明示的な文言を含める必要がある。同様に、特許の譲渡は、特定の特許について求

められる、または、得られている価値を、変えるべきではない。SEP ポートフォリオが、分割される場合、分割された部分（及びポートフォリオの残りの部分）に課されるロイヤルティの合計は、ポートフォリオが単一の所有者によって保持されていた場合に比して、増加する、あるいは、元の所有者によって請求されていた FRAND となされたロイヤルティ額を超える、ということがあってはならない。また、特許の譲渡は、潜在的なライセンシーの、ロイヤルティの「オフセット」、または、同様の双対する権利を、無効にするために、使用されるべきではない。

これらの6つの中核原則を支持することにより、ライセンサーとライセンシーの両方が、標準化のメリットを最大化し、特許を取得した貢献に対して、公正な補償を維持し、健全で、公正、かつ、繁栄した標準化エコシステムにおける、公的利益と私的利益の両方を維持できる。

3. ライセンスプロセスとベストプラクティスの概要

この第3章は、SEP ライセンス交渉の経験が、限られている読者を含め、読者に、SEP 交渉の準備と、アプローチの方法に関する、実践的なガイダンス（「ベストプラクティス」等）を提供することを、目的としている。この章は、FRAND ライセンスが、FRAND ライセンス義務の対象となる場合、また、ロイヤリティフリーの対象とならない場合で、標準化技術の SEP ライセンスの、二者間交渉に関連している。FRAND ライセンス誓約には、ライセンサーが、その行動に関して、さらなる制約と義務を、受け入れることも含まれることに注意すべきである。そのため、これらの実践上の勧告は、FRAND ライセンス義務が存在しない、一般の特許ライセンスのような、一般的な（またはより広い）状況には、適用されない可能性があることに注意することが重要である。

第4～5章では、このCWAは、この第3章に記載されている、実務、及び、プロセスの、ビジネス上、法律的、及び公益的背景を示している。それら章では、以下に概説する、実務、及び、プロセスの基礎となる、市場の問題、裁判例、規制庁や政策的声明を、より十分に取り扱い、議論する。

免責事項：この文書も、この章も、法律アドバイスとして提供されておらず、有能な弁護士に代わるものではない。この章は、FRAND ライセンス交渉のコンテキストで、検討、及び、準備する問題について、読者を教育することを目的としている。そのような取引の当事者は、有能な法律顧問と協力し、その助言下で行動することを理解している。これは、「ベストプラクティス」の完全なリストではなく、「ベストプラクティス」を構成する、ここで説明されていない、他のプラクティスが存在する可能性がある。

3.1 当事者

- a) ライセンス交渉の当事者は、ライセンサー、及び、ライセンシーと呼ばれる。ライセンサーは、ライセンス付与される特許の所有者（または代理人）であり、この場合の特許は、FRAND 義務の対象となる、特定の SEP である。逆に、潜在的ライセンシー（または略して「ライセンシー」）は、ライセンスを求める当事者、または、ライセンシーの製品、または、サービス内で標準を実施する上で、侵害の可能性のために、ライセンサーの SEP のライセンスが必要である、と考える当事者である。FRAND ライセンス交渉の経緯では、各当事者は、意欲的なライセンサー、及び、意欲的なライセンシーとして、合理的に行動する必要がある。このサブセクション 3.1 では、この意欲を、交渉の中で明らかにする方法について説明する。
- b) FRAND 義務を負う、SEP の意欲的なライセンサー：
- 1) ライセンサーは、合理的な方法で行動し、SEP ライセンス交渉における、ライセンシーとのやり取りにおいて、公正かつ誠実である必要がある。意欲的なライセンサーがいなければ、「非意欲的なライセンシー」は存在しない。
 - i) ライセンサーは、わかりやすく、シンプルで、明確な言葉を使用する必要がある。ライセンサーにより、不十分で、曖昧な案が提供されたことによる、合意交渉の締結の遅れは、その明確化を求めるライセンシーではなく、ライセンサーに対して帰責されるべきである。
 - ii) ライセンサーが、例えば、次のことを行うことは合理的でない。(a)すでに標準に必須ではなくなったとわかっている、または、そう信じられる特許を必須として主張する、(b)主張された特許の、無効性、または、非本質性に関する既知の情報を差し控える、(c)提案されたライセンス条項が FRAND であるかどうかを評価するためにライセンシーが合理的に必要な情報を差し控える、または (d) ライセンシーが、標準に必須ではない特許などの他の特許のライセンスも取得するとの条件で、SEP のライセンスを条件付ける。
 - 2) ライセンサーは、ライセンシーから要求された場合、特定の標準をライセンシーが実施するに適用のある、FRAND 附帯 SEP のすべてをカバーする、ライセンスを交渉する準備をすべきである。したがって、ライセンス契約の期間を通じて、特許所有者が所有または管理し、ライセンシーの製品またはサービスに適用される標準に関連する、必須要件を満たすすべての SEP は、ライセンサーのオファーに含めるべきである。
 - i) ライセンサーは、ライセンシーから要求された場合、ライセンシーによる特定の標準の実施、及び、ライセンシーの製品またはサービスに、適用される SEP のみを対象とする、ライセンスを交渉する準備をする必要がある。

- ii) 非 SEP：当事者は、SEP と非 SEP の両方を対象とするライセンスについて、自主的かつ相互に合意することができるが、ライセンサーが、SEP のライセンス付与を、ライセンシーが、ライセンサーの特許ポートフォリオの別の部分（非 SEP）に対するライセンスを、受け入れて支払うことに、「結び付ける」、または、条件付けすることは、別の特許がライセンシーの製品または標準の実施に適用可能であると考えられる場合でも、不適切である。
 - iii) 他の標準に適用可能な SEP：当事者は、SEP を、異なる標準に適用するライセンスについて、自主的かつ相互に合意することができるが、該当する SEP ポートフォリオのライセンス付与を、ライセンシーが、別の標準に適用される SEP のライセンスを受けて支払うことを受け入れることに、ライセンサーが「結び付ける」、または条件付けすることは、不適切である。
 - iv) 標準内で係争中の SEP：将来のライセンシーが、ライセンスを提供する SEP ポートフォリオ内の特許の、必須性、有効性、及び/または、侵害について、合理的に異議を唱える場合、ポートフォリオの一部の特許に、ライセンス付与を望むライセンシーに、主張されている SEP ポートフォリオの残りの部分に対するライセンスを受け入れて支払うことを、ライセンサーが「結び付ける」、または、条件付けすることは、不適切である。たとえば、主張された SEP ポートフォリオ内の一部の特許が、実際の有効な SEP であるかどうかについて、当事者が意見を異にする場合、ライセンシーは、ポートフォリオ内の残りの合意された SEP の、FRAND ライセンス条項を取得する必要があるが、特許権者が、SEP であると主張する、残りの特許に関して、両当事者は、主張と防御を追求する権利を保持する。
- 3) 必須性：侵害に対するライセンサーの主張が、その特許が SEP であり、対象製品が、関連する標準を実施している、という主張のみに基づいている場合、ライセンサーは、その特許が、実際に、標準を実施するために不可欠であること、及び、ターゲット製品が、SEP を侵害すること、を示す準備をしなければならない。一部の SEP は、ライセンシーに関係がない、標準のオプション部分に関連している場合がある、ことに注意すべきである。
- 4) 開示義務：ライセンサーは、ライセンシーから要求された、自己が提案した SEP ライセンス契約条件が、FRAND 義務と一致しているかどうかを評価するために、合理的に必要なすべての情報を、開示する必要がある。そのような情報には、以下が含まれる。(a) 主張された特許に関する詳細、(b) 対象製品の明示、(c) 標準の関連部分を特定するクレームチャート、及び、主張されたクレーム

の標準へのマッピング、(d) 対象製品の関連部分を特定するクレームチャート、(e) 関連の SEP を対象とする、従前のライセンスの情報（比較対象）、(f) 関連する特許の、FRAND ロイヤルティ率の評価において、ライセンサーが使用する、または、ライセンシーが合理的に必要とする、その他の情報。

- 5) 評価：ライセンサーは、提案されたライセンス条件を、説明するのに十分な詳細を、提供する必要がある。これには、特に、提供される FRAND ロイヤルティ率を、決定するために使用される評価方法、及び、その率が、判例法、及び、該当する競争法当局の既存のガイダンスと、どのように一致するかが、含まれる。
 - 6) ライセンスの負担：ライセンサーは、その特許が、実際に SEP であり、対象製品が SEP を侵害しているため、支払いが必要であることを、証明する責任がある。ライセンサーは、意欲的なライセンサーであることを立証するために、この情報を提供する必要がある。
- c) FRAND 附帯 SEPs の意欲的ライセンシー：
- 1) 潜在的ライセンシーは、合理的な方法で行動し、ライセンサーとのやり取りにおいて、公正かつ誠実でなければならない。
 - 2) 意欲：SEP のライセンスを取得するように要求された際、ライセンサーが、ライセンスが、実際に必要であると立証した場合、潜在的なライセンシーは、交渉された FRAND 条件で、関連する SEP のライセンスを取得する意思を、表明することが望ましい。
 - 3) サプライチェーンの関与：標準化された技術の実施が、サプライチェーンから購入した部品の結果としてのみ発生する場合、潜在的なライセンシーは、交渉をサポートするために、サプライチェーンに関与を求めたり、ライセンサーがサプライヤーに直接ライセンスを付与できるように、サプライヤーとライセンサーを接触させたりできる必要がある。
 - i) サプライヤーに、サプライヤーの製品に係る FRAND 交渉に参加するよう依頼する場合、その過程において、公正かつ合理的な機会を、与えられるべきである。このように、サプライチェーンを巻き込んでも、潜在的なライセンシーまたはそのサプライヤーが、非意欲的なライセンシーになることはない。
 - ii) 潜在的なライセンシーのサプライヤーが意欲的なライセンシーである場合、サプライヤーの関連製品のどんな顧客も、意欲的なライセンシーと見なされると結論するのが、妥当である可能性がある。一方、サプライヤーの行為を、潜在的なライセンシーの行為とみなしてはならず、潜在的なライセンシーのサプライヤーによる非自発性（もしある場合は）は、潜在的なライセンシーに原因するとはならない。

- 4) ライセンス対応：ライセンサーが、少なくとも次のことを行わない限り、ライセンシーが、FRAND のカウンターオファーを行うことは、困難、または、不可能である。(a) SEP の必須性を、合理的に確立し、ライセンシーが、実際に、ライセンサーの SEP を侵害していることを、合理的に確立する；(b) FRAND オファー；(c) ライセンサーのオファーの「FRAND 性」と、その計算方法を、評価するための十分な情報をライセンシーに提供；(d) 上記のすべてを評価及び検討するための、十分な時間をライセンシーに提供。
- 5) 主張された SEP の妥当性、または、強制力に異議を唱えたり、FRAND ライセンスの提供に関する、合理的な基礎づける情報を要求したり、FRAND の反対提案を行ったりしても、当事者が非意欲的なライセンシーになることはない。

3.2 SEP ライセンス交渉における秘密保持契約 (NDA)

- a) 当事者は、ライセンス交渉に関する、広範な機密保持に、自発的、かつ相互に同意し、交渉の一部、またはすべての側面を、保護することができる。ただし、一般に、特許ライセンス交渉の目的で、NDA を締結する必要はない。また、NDA を締結しないことを選択した場合でも、いずれの当事者にもペナルティはない。NDA に参加しないことを選択しても、どちらの当事者も、「非意欲的」になることはない。
- b) FRAND コンプライアンスは、公的利益と私的利益の両方に役立つため、FRAND ライセンス交渉の透明性は、重要である。秘匿性は、FRAND 以外の行動を隠すために、悪用されるべきではなく、秘匿性は、ライセンサーによって、一方的に要求されるべきではない。
- c) ライセンサーが、交渉を開始しようとする場合、ライセンサーは、NDA なくとも、情報要求を行うライセンシーに、SEP に関する基本レベルの情報を、提供する準備をする必要がある。この基本レベルの情報には、将来のライセンシー（及びそのサプライチェーン）が、SEP を理解できるようにするための情報、標準を実装する製品によって、特許がどのように侵害されているか、その侵害、有効性、及び、必須性の主張を評価するために、ライセンシーが必要とする関連情報など、十分に詳細な仕様（クレームチャートなど）などが含まれる。NDA の義務なしに利用できるはずの情報以外の例は、この CWA の附属書 B に記載されている。
- d) SEP では、すでにサプライチェーン内でライセンスされているなど（いわゆる「二重請求」）、SEP ライセンスのロイヤルティが、同じデバイスに対して、複数回支払われないようにするには、ライセンサーは、以前のライセンスの存在と関連する条件を、潜在的なライセンシーに、開示する必要がある。

- e) ビジネス情報、技術情報、または第三者との機密保持義務の対象となっている情報等、合理的に機密性あると考えられる情報を交換する場合、当事者は、それらの資料（販売データ、機密製品の設計、または特定の第三者とのライセンス条件など）のみを保護するために、限定的な NDA を締結することを、選択できる。このような NDA により、潜在的なライセンシーは、ライセンサーの機密情報を、ライセンシーのサプライチェーンと共有できるようになる。同様に、当事者は、第三者の正当な機密性保持の利益を保護するために、第三者の機密情報（たとえば、以前のライセンス契約またはサプライヤー情報）を、匿名化、または、その他の方法で対処することを選択できる。

3.3 FRAND ライセンス合意の基本事項

- a) 交渉中に行われる表明は、真実かつ真摯であり、検証しうるものでなければならない。
- b) ライセンス契約は、ライセンシーが、ライセンスされた特許に対して、非侵害、非必須、または、無効の手続きを開始することを、制限してはならない。当事者は、このようなその後の進展に対処するために、当事者は、合意後の無効手続、非侵害の判断、期間経過、再審査手続、その他の同様の進展による、ライセンサーの特許ポートフォリオ価値の、適切な削減を規定する「調整条項」を含めることを選択できる。
- c) ライセンシーは、ライセンシーが、適用がありうると確定できない、特許の「ポートフォリオ」を取得（及び支払い）することを、強制されるべきではない。
- d) SEP ライセンス交渉の開始は、特定の管理料金、または、その他の料金の支払いを、条件としてはならない。通常、各当事者は、交渉に関連する独自の費用を負担する必要がある。
- e) ライセンシーが、流動性の問題を、現実に抱えている場合でない限り、SEP 交渉の一部として、正式な保証またはエスクロー手続きを、使用する必要はない。
- f) FRAND の交渉には時間がかかり、ライセンス付与に「万能」のタイムラインはない。交渉当事者は、交渉において、合理的なタイムラインを追求する必要がある。当事者が合理的に行動している限り、交渉のタイムラインは紛争の争点であってはならない。

3.4 SEP の価値評価手法

- a) 合理的なロイヤルティ：このセクションでは、CWA のセクション 5.3 に記載され、そこに引用されている、さまざまな国内当局によってサポートされている、ロイヤル

ティの方法論について説明する。当事者が、自発的に、他の手法や方法に合意する能力を制限したり、特定の状況で交渉される可能性のある、特定のライセンス条項を、取り上げるものではない。それにもかかわらず、FRAND ライセンス条項を評価する司法判断では、以下の方法論的アプローチが利用され、支持されている。ただし、価値評価の問題にあたっては、当事者は、（自身の弁護士や他のアドバイザーと相談して）独自の判断を、常に、下す必要があることが強調されるべきである。この CWA で特定されたアプローチは、以下のセクション 5.3 で引用された、法務、及び、機関当局判断に基づいており、参考となりうる。

- 1) 当事者は、便宜上の理由から、また場合によっては、経験不足、不当なレバレッジ（差止命令の潜在的な使用に関する、懸念に基づくなど）、または、その他の理由から、ロイヤルティの手法、または、代替的方法に同意する場合がある。ただし、特定の状況で、当事者が、特定の条件に同意するという事実は、それら条件が、FRAND に準拠していることを、必ずしも意味するものではない。多くの裁判所が、以前に署名された SEP ライセンスが、実際には FRAND に準拠していない、ことを認定した。
- 2) 関係判例から認識できる一般原則として、FRAND ロイヤルティは、特許発明の価値を反映する必要がある、特許発明の価値のみを、反映する必要がある。
- 3) 関係判例から認識できる別の一般原則として、FRAND ロイヤルティは、クレームされた特許発明が、商取引される標準の関連部分を、実質的に実装する最小のコンポーネントにもたらす、値の割合に基づいて、計算する必要がある。通常、商取引にされる最小のコンポーネントは、後で、より高いレベルの製品に、統合できるコンポーネントである。一旦確立されれば、当該価値は、最終製品の複雑さに関係なく、一定のままである必要がある（たとえば、最終製品に他の追加発明や、技術が追加された等）-特許権者は、他人の発明、または、他人の技術による部分に、権利行使できないためである。米国法では、ロイヤルティを計算するための、上記の原則は、一般に、口語的に「最小の販売可能な特許実施単位」と呼ばれる。CWA 文書（中核原則 2）に記載されているように、これは、SEP が、他の国際的管轄域で評価される際の方法と同様である。
 - i) これは、FRAND ロイヤルティが、基礎となる特許クレームに固有ではない、新技術、または、機能に対する補償を、含めるべきではないことを意味する。言い換えれば、SEP のロイヤルティは、特許発明を実質的に具体化する、最小の構成要素の価値に基づくのであり、包括的製品である場合は、より配分する必要がある。SEP を実質的に具体化する、最小のコンポーネントの価値に焦

点を当てることにより、当事者は、ロイヤルティが、他のイノベーションの価値や、標準化自体の価値ではなく、SEPの価値を反映することを保証できる。

- I) 特許クレームの価値から逸脱することは、いわゆる SEP の「使用一件あたりのライセンス」に固有の、根本にかかわる問題である。このような慣行は、特許発明の価値だけでなく、エンドユーザー製品に組み込まれる、他のすべての新技術にも基づいて、ロイヤルティを計算しようとする。
- II) このように、「使用一件あたりのライセンス」は、標準化されたイノベーションだけでなく、製品の価格に反映されている、他の価値機能についても、ロイヤルティを徴収することになる。このようなアプローチは、SEPの市場支配力を不当に駆使して、他者のイノベーションに対するロイヤルティを取得する可能性がある。
 - ii) 関連判例から認識できる、別の一般原則として、FRAND ロイヤルティは、クレームされた発明を回避して設計するための、事前コストを超えてはならない。この対価は、クレームされた発明の、公正かつ合理的なコストを決定するために、一部で使用された「ツール」である。
 - iii) 関係当局から識別できる、もう 1 つの一般原則として、FRAND ロイヤルティには、標準化の価値を含めるべきではなく、事前に（標準に含める前に）決定する必要がある。このように、FRAND ロイヤルティは、特許技術の標準への「ロックイン」に関連する、膨らんだ値を除外することができる。
- 4) SEPの割合配分：FRAND ロイヤルティは、特定の標準化されたテクノロジーに不可欠な、すべての特許に対する、SEP 所有者の割合配分を、反映する必要がある。これは、レートが、常に、厳密な特許カウントの比例関係を反映している必要があることを、意味するものではないが、これは多くの場合、妥当な 1 次近似である。ロイヤルティレートを設定する際に考慮すべき、その他の正当な要素を、ライセンスにて確立しえたならば、レートを上方または下方に調整することができる。
 - i) 交渉当事者は、欧州委員会によって公表された研究（以下の CWA のセクション 5.3 で引用）に基づいて、宣言されたすべての SEP の 50%から 90%が、実際に、有効な SEP ではないことを、認識及び検討する必要がある。
 - ii) 潜在的なライセンサーは、特許権者が SEP であると主張するすべての特許について、その必須性、有効性、または侵害されているか、について争いがある場合、ライセンスを取得する義務はない。
- 5) 標準の累積ロイヤルティ率：ロイヤルティ率の提案が、FRAND 原則と一致しているかどうかを判断するには、標準の累積ロイヤルティ率（以前の標準のバージョ

ンが実施されている範囲で、以前のバージョンの逆行性互換性を含む) のコンテンツで、レートを見る必要がある。

- 6) SEPの「使用一件あたりのライセンス」：SEPの「使用一件あたりのライセンス」は、通常、このような FRAND ライセンスの原則と矛盾している。「使用一件あたりのライセンス」は、標準化されたテクノロジーの価値を、エンドユーザー製品に反映されている、他のテクノロジー/イノベーションと密接に結び付ける。そのようなテクノロジー/イノベーションは、関連する SEP の範囲外である。

b) 非差別的扱い

- 1) FRAND ライセンスの概念の主な目的は、標準のさまざまな実施者間での、競争のための「公平な競争の場」の維持を、支持することである。一部の企業（またはある種の企業）に、差別的なロイヤルティを課すと、競争力が損なわれる可能性がある。特定の二者間ライセンス交渉では、複数の要因が考慮される場合があるが、FRAND レートを決定するためのアプローチでは、一部 SEP ライセンス取引に影響を与え、差別を引き起こしうる、異なるアプローチを利用すべきではない。
- 2) 製品に、標準化されたテクノロジーを実施するために、SEP ライセンスを求める企業は、ライセンスを取得する必要がある。要求するライセンシーに、SEP ライセンスを付与することを拒否することは、本質的に差別的であり、したがって、FRAND ライセンスの原則と矛盾する。
- 3) ライセンシー間の差別は、FRAND ライセンスの原則に違反する。これは、すべてのライセンスが同一になる、ということではない。ある会社が、他の会社と「同じ状況にある」かどうかは、差別が存在するかどうか、を評価するのに役立つ可能性があるが、ある会社が別の会社と「同じ状況にある」場合を除き、差別が許可される、と示唆するのは誤りである。たとえば、小規模な新規市場参入者が、大規模な既存の競合他社と比較して、差別的なライセンス要求に直面することは、適切ではない。そのようなアプローチは、競争と市場参入を制限するからである。

3.5 ライセンスの拒絶

- a) 標準を実施する企業は、FRAND ライセンスの提供を約束した、SEP 保有者からのライセンスを、受ける権利がある。
- b) 特定の標準エコシステム内の複数の SEP 保有者が共謀して、それぞれが、サプライチェーンの特定の層内の企業にのみ、ライセンスを供与する、と決定

することは適切でない。

3.6 SEP ポートフォリオとポートフォリオライセンス

- a) ライセンシーは、要求により、関連する SEP ポートフォリオの、すべての特許のライセンスを、取得する権利を有する必要がある。
- b) 交渉において、ライセンシーは、その製品に関連するとは認めない、特許のライセンスを、支払う必要はない（たとえば、特許が無効であるか、侵害されていないと考えられるため）。支払いを必要とする、実際に有効な SEP である、とは考えられない特許に、ライセンスするための支払いを望まないライセンシーは、「非意欲的なライセンシー」と考えるべきではない。
- c) 交渉当事者が、提供されたポートフォリオの一部に、実際の、有効な SEP が含まれているかどうかについて争う場合、当事者は、紛争に対処するための、さまざまなオプションを利用できる。たとえば、当事者は、ポートフォリオライセンスの交渉に、同意する場合があるが、特定の係争中の特許を考慮し、価格を調整する。また、場合によっては、当事者は、ポートフォリオの品質に関する、仮定、または、見積もりに同意し、より詳細な技術的レビューを行うことなく、それらの仮定を反映するように、価格を調整することがある。当事者は、裁判外紛争解決（ADR）を、相互に、自発的に同意するか、代わりに、国内裁判所で、従来請求と抗弁を追求する権利を、保持することもある。これらの例は、例示的なものであり、完全なリストではない。すべての状況において、ライセンシーは、ポートフォリオの合意された部分の、FRAND ライセンスを、要求、及び、取得できる必要があるが、両当事者は、特許権者が、SEP であると主張する、他のすべての特許に関して、クレーム、及び、防御を、追求する権利を保持する。
- d) 特権の欠如：SEP 所有者は、FRAND 義務の対象とならない、他の特許の所有者に与えられるものとは異なる、特別な法的特権で、保護される権利を有しない。たとえば、SEP の所有者は、ライセンスを付与しようとしている特定の特許の実施、当該特許の価値等を、立証する負担など、従来法の規則や、立証責任を、常に遵守し、SEP への支払いを取得するため、無効、執行不能、ライセンス、消尽などの論点に応じる必要がある。
- e) 分割：FRAND 特許の評価は、特許の所有権に基づいて変更されない。特許ポートフォリオの一部が譲渡される場合、譲渡人の特許ポートフォリオの価値は、譲渡された特許の価値によって減少し、譲受人の SEP の価値は、元のポートフォリオの価値に対応するパーセンテージの増加となる。特許を譲渡す

る特許所有者は、ポートフォリオの価値の低下を反映するように、ライセンス条件を改訂することにより、これに対処する必要がある。

3.7 紛争

- a) 訴訟前の裁判外紛争解決（調停や仲裁など）は、一部の関係者が、利用の意向をもつことがある、任意的な手段で、以下の注意事項を条件に、SEP ライセンス契約で検討されうる。
 - 1) 非常にまれな状況（裁判所決定による調停など）を除いて、ADR は、必須ではなく、参加を希望しない当事者に、課すべきではない。
 - 2) ADR に参加しないことを選択した当事者は、それに基づいて「非意欲的」当事者と見なされるべきではない。
 - 3) ADR が選択された場合、当事者は、適切なプロセスを設計するための、広い自由度を持っている。ただし、特定できる規則、または、権利の明示的、かつ、意図的な放棄がない場合は、ADR であっても、従来の実体的、手続的規則と、立証責任に、従う必要がある。
 - 4) FRAND 附帯 SEP の ADR は、FRAND の原則を適用し、FRAND の結果を達成するように、構成する必要がある。
- b) 判断と裁判を受ける権利
 - 1) すべての企業には、裁判所へのアクセス権を保持する権利がある。
 - 2) 他の紛争と同様に、当事者が FRAND 条件に同意できない場合、いずれの当事者も裁判所の解決を求めることができる。
 - 3) ADR を含めて、FRAND の訴訟には、契約法、特許法、競争法、及び/または、その他の法的請求原因が含まれうる。
- c) 競争法上の訴訟
 - 1) FRAND の違反は、競争法違反になる可能性がある。
 - 2) 裁判所での訴訟に加えて、競争法違反に対し、国内競争法当局によって、規制される可能性がある。FRAND 違反に直面している企業は、当局に、問題を相談する可能性がある。

3.8 差止命令

- a) 差止命令の脅し（税関の差押えや、刑事手続などの、事実上の差止命令を含む）は、FRAND 交渉では、使用してはならない。
- b) ライセンサーは、実施者が破産している場合や、裁判所の管轄外にある場合などの、

例外的な状況を除いて、FRAND 附帯 SEP に対して、差止命令（暫定的、永続的、または事実上の）を求めてはならない。

- c) SEP 保有者は、侵害及び有効性の問題を、裁判所が審理することなく、事実上の差止命令を求めるべきではない（たとえば、以前にあった必須性、有効性、及び、侵害に関する、裁判所の最終判決が遵守されていない場合）。
- d) FRAND 附帯 SEP では、差止命令（事実上の差止命令を含む）は、FRAND 附帯 SEP のライセンサーに、まれにしか利用可能とならない。特に、ライセンサーが、特許の使用に対して、金銭的に補償を得られる場合はなおさらである。
- e) ライセンシーが、裁判所によって「非意欲的」と判断された場合、特許権者は、ロイヤルティ、利子、費用など、ライセンシーの不正行為によって引き起こされた損害に対する、金銭的補償を裁判所に求めることが適切な場合がある。これらの金銭的アプローチは、ライセンサーが、差止命令により、市場からのライセンシーの排除を求めるよりも、FRAND の原則、及び、アプローチとよりよく合致している。FRAND によりライセンスを付与することを約束していることを考えると、金銭的補償は、通常、SEP の適切な救済策である。

3.9 SDO 及び可能な SDO の改善策

- a) FRAND 要件は、過度に曖昧であってはならない。SDO が、当事者に、特定の慣行に関して、より明確なガイダンスを提供することは、可能であり、有用である。
- b) SDO は、FRAND ポリシーを更新して、より明確にすることを、検討する必要がある。たとえば、IEEE は、特許権者と潜在的なライセンシーに明確に説明するように、特許ポリシーの文面を更新した。

3.10 パテントプールによるライセンス

- a) パテントプールを介したライセンス供与は、SEP 保有者と SEP ライセンシーの両方に利益をもたらす可能性がある。ただし、ライセンサーとライセンシーの両方が、パテントプールを通じてライセンスを供与するか、二者間交渉を通じてライセンス供与するか、決定する自由を保持している。当事者がプールに参加すること、またはプールからライセンスを取得することを、拒否した事実が、SEP ライセンスを付与、または、取得することを意図しないことを示す、と見なされるべきではない。
- b) SEP 保有者が、パテントプールを通じて FRAND ライセンスを提供することを選択した場合、このオファーは、そのライセンスを要求するライセンシーに対して、SEP のライセンス付与を、二者間で FRAND 下に交渉する場合への、追加オプションにすぎない。
- c) FRAND 附帯 SEP をライセンスするパテントプールの場合、プールは、SEP ライセンサ

ーが直接ライセンスを付与する場合と同じ条件、さらに、FRAND 契約条件に基づくライセンスを付与する場合の条件、両方に服して、付与する義務を負う。SEP 所有者は、プールを介してライセンスを供与することにより、FRAND 条件でライセンスを供与する義務を、回避または阻止したり、回避または阻止する努力をしてはならない。

- d) パテントプール管理者が、複数の SEP ライセンサーの、サブライセンサー、または、ライセンスエージェントとして機能している場合、プール管理者、及び、プールに参加する SEP ライセンサーは、将来のプールのライセンシーと協力して、将来のプールのライセンシーの、直接または間接サプライヤー、及び、その顧客に、ライセンスがすでに存在するかを判断する必要がある、それに応じてロイヤルティ義務を調整すべきである。したがって、二重請求（ダブルディッピング）を回避するために、プールに参加しているパテントプール管理者と SEP ライセンサーは、マルチコンポーネント製品の、サプライチェーン内のサプライヤー、または、顧客に対して付与された、すべてのライセンスについて、透明性を保持する必要がある、プールの価格設定は、該当する従前のライセンスだけ、適切な削減を反映する必要がある。
- e) 透明性や公益等の理由から、パテントプールは、ロイヤルティ率や、その他の条件を含め、すべてのライセンス条件を、公開することが勧められる。

4. FRAND 条件でのライセンス：市場の背景

本 CWA は、ライセンスのプロセスと、ベストプラクティスの概要を、上記のとおり提示し、以下のセクションで、これらのプロセスとプラクティスの基礎となる、背景の事実、法律、要件、及び、原則を、特定して説明する。第 4 章は、FRAND 義務の経緯の要約と、背景を提供し、さまざまな利害関係者と法的利益を取り上げる。次に、第 5 章は、上記のプラクティスを自然に導く、FRAND ライセンスの 6 つの中核原則を示し、それらの中核原則を裏付ける関連当局、及び、その他の資料を特定する。

4.1 市場の背景

ワイヤレス規格は、長年にわたってデバイスを接続してきた。⁴ワイヤレス規格は、主に、チップ会社、電気通信会社、携帯電話会社など、製品での、標準の使用と実施を、意図している企業によって開発された。これらの企業の成功は、標準化への貢献と、コラボレーションを活用するための、製品の開発と商品化の両方において、ワイヤレステクノロジーの急増を支えた。

4.0 (4IR)⁵、5G⁶、6、及び IoT⁷に関連する、さまざまな技術の開発による、新世代の技術開発が始まっている。最近の欧州特許庁の推定によると、家庭や職場の約 250～300 億台

⁴ 最初の 2G (GSM) の架電は、28 年前の 1991 年になされ、2.5G (GPRS) は 2000 年に、3G (UMTS / WCDMA) は 2001 年に、それぞれ開始された。これらの規格に関連する主要な特許の多くは、何年も前に失効及び/または期限切れが近づいている。

⁵ Cornelius Baur & Dominik Wee, 製造の次の行為、McKinsey & Co (2015 年 6 月)
<https://www.mckinsey.com/business-functions/operations/our-insights/manufacturings-next-act>.

⁶ 5G モバイルネットワークの普遍的な定義はないが、この用語は、今日のさまざまな技術標準機関を通じ推進されている、相互作用可能な、モバイルネットワークの将来の波を包含している。5G ネットワークは、新しく革新的なスペクトル効率とスペクトル共有の取り決めを通じて、ライセンス付きとライセンスなしの両方の幅広いスペクトル帯域を利用することが期待されている。3rd Generation Partnership Project (3GPP) や Institute of Electrical and Electronics Engineers (IEEE) などの標準化団体は、5G の開発を続けている。例としてリリース 15、3GPP (2018 年 7 月 16 日)、<http://www.3gpp.org/release-15> を参照。IEEE5g 及び Beyond Standards Database、IEEE、<https://futurenetworks.ieee.org/standards/standards-database> も参照。

⁷ 1990 年代後半にこの用語が造られて以来、IoT の多くの定義が提唱されてきたが、普遍的な定義はまだ現れていない。しかし、IoT は、日常の製品が、インターネットを使用して、センサーを介して収集されたデータを通信する、包括的な概念と広く見なされている。

のデバイスに、センサー、プロセッサ、組み込みソフトウェアが搭載されている。⁸データ転送に基づいて、これらのデバイスが、相互に接続され、クラウドコンピューティング、及び、人工知能のような、他のテクノロジーと統合されることは、ビジネスプロセスの自動化を促進する。

この開発の一部は、従来の電気通信、及び、無線業界以外を含む、初めて、新しい市場セグメント全体で、標準化されたテクノロジーを享受することにある。農業から小売、ヘルスケアに至るまで、世界経済の主要なセグメントにおいて、IoT の台頭は、相当な効率を伴っている。

この点からも、SEP ライセンスは、多くの異なる業界や市場で重要であるが、ワイヤレス、及び、電気通信規格に関連する特許について、FRAND 条件での SEP ライセンスは、特に大きな注目を集めている。移行する業種（市場）内で、競争にある者と、新規参入者の両方が、新しいアプリケーションのドメインが開かれ、無線及び電気通信規格の使用が展開されるにつれて、また、市場の需要に対応するための、さらなる標準が開発されるにつれて、同レベル、あるいは、違ったレベルで、SEP に関連する問題にますます遭遇する。

相互作用性の需要は、テクノロジーを可能な限り広く普及させる、標準化の目標を達成するために、それに比例して増加する。相互作用可能なデバイスを作成したいメーカーは、標準が、他の製品やプラットフォームに接続して通信するための、インターフェイスを形成するため、標準をバイパスすることはできない。IoT の可能性を最大限に確保するには、相互作用性を可能にする、基本的なフレームワークを提供するアプローチを調整して、一貫性を確保し、効率的で、信頼性の高いデータ交換を、可能にする必要がある。

IoT に関連する、潜在的かつ間接的なネットワーク効果を、完全に評価するには、下流にあるメーカーによって開発された、テクノロジーを考慮する必要がある。製品の強化と革新は、業界向けのビジネスモデルの、ハードウェアコンポーネントではなく、消費者向けのビジネスモデルの、ソフトウェアの仮想層でますます行われている。ソフトウェアの生産とサービスが、情報通信技術（ICT）の価値全体の 80% を占めると推定する者もいる。⁹この傾向は、他のセクターでも続いており、将来もそうなると予想される。ライセンスは、下流のイノベーションによって付加される価値が、電気通信規格などの上流の技術とは異なることを反映する必要があり、上流の SEP 保有者が、下流のイノベーターによって生み出される価値に基づいて、ロイヤルティを求めることを、許されるべきでない。

標準化されたセンサーソリューションにより、企業は、さまざまなセンサーを統合し、

⁸ Ménière Yann, Ilja Rudyk, Javier Valdes (2018) , Patents and the Four Industrial Revolution (European Patent Office, 2018) 10 ページ, epo.org / 4IR。

⁹ Yann, Rudyk, and Valdes, 上記脚注 7, 20 ページ。

あらゆる分野でソリューションを実装できる。センサーを備えた資産からの大量のデータの収集、保存、処理により、それを仮想的に統合し、共有リソースを使用して、規模の経済の実現、及び、多数の会社や団体へスケーラブルなデータサービスの作成容量の共有が、可能になる。

接続したエコノミーが発展するにつれて、市場が適切に機能するためには、FRAND ライセンスの慣行に従い、濫用的主張を防ぐことが、すべての市場関係者にとって重要になる。従来の ICT セクター以外での、標準化されたテクノロジーの急増は、IoT やその他の高度な通信プロトコルを構成する、動的な市場の利益の考慮を含めた、標準化されたテクノロジーのライセンス付与に対する、公正で、バランスの取れたアプローチを、伴うべきである。以下に述べるように、ライセンス問題は、競争や公益を含む、経済のさまざまな側面に影響を及ぼす。

4.2 FRAND 義務の経緯、競争法の側面、及び公益機能

最も基本的なレベルでは、SDO の参加者による、自発的な FRAND コミットメントに関連する標準の実施を希望する、すべての当事者に、FRAND 条件（ロイヤルティを含む場合があります）で、その標準必須特許を、ライセンス付与する義務が伴う。

FRAND コミットメントのより広いコンテキストと目的を理解するには、次の各側面を考慮する必要がある。

- (a) 標準開発者の事業成功への利益
- (b) 競争法及び政策上の制約
- (c) 公共政策と消費者の利益

このサブセクションの残りの部分では、これらの各側面について説明し、本 CWA 記載の原則と実務に関わる、経緯、情報、及び基本事項を提供する。

a) 成果の成功に対する標準開発者の利益

規制をサポートする標準が開発されているかどうか、異なる製品やサービス間の相互作用性を可能にすることによって、新しい市場または拡大された市場を可能にすることを目的としているかどうかにかかわらず、標準開発の取り組みの成功は、多くの場合、それが適用される業界内での採用への適合性にかかっている。

広範に適用されるためには、下記 2 条件が少なくとも満たされる必要がある。¹⁰

¹⁰ 標準化を成功させるには、確かに他の重要な条件がある。たとえば、一般的には、標準は認識された市場のニーズによって推進され、業界主導でもあることが、望まれる。特定の技術分野や市場に関心のある企業が、技術の標準化に時間とエネルギーを投資するインセンティブを持っているのは、当然のこ

- ライセンスは、製品に標準を実装することを希望するすべての人が、FRAND 条件で利用できるようにする必要がある：SEP 及び SEP ライセンスを標準の実施者が利用できないと、標準の広範な普及を、妨げる可能性がある（たとえば、SEP 保有者が、そのようなライセンスを、制限または拒否するなど）。しかし、SEP ライセンスが、一般的に拒否されていない場合でも、標準の広範な採用は、ライセンスが、選択的に利用可能になった場合、または、SEP 所有者が要求するライセンス条件が、不合理、または、差別的である場合、依然として、深刻な障害が存在する可能性がある。したがって、標準の開発に時間とリソースを投資し、SEP 保有者が、ライセンスを要求する標準の実施者に、FRAND 条件でライセンスを提供することを、約束するよう奨励することは、一般人の利益になる。
- 標準の実施は、通常、市場の参加者にとって魅力的であり、広く採用される必要がある。標準を実施する価値がある理由は、多数存在する。たとえば、標準が、相互作用可能な製品とサービスの、市場エコシステムに参加する資格を提供できる場合、採用は、いわゆる「ネットワーク効果」を促進する可能性がある。つまり、すでに標準に準拠している製品やサービスが多いほど、自社の製品やサービスにも、標準を実施することが魅力的になりうる。

一部のドメインでは、ロイヤリティフリーの FRAND ライセンスを提供することを、SEP 保有者に奨励し、コミットメントをうけて、両条件が正常に満たされる。たとえば、Bluetooth 規格は、よく知られており、非常に成功しているロイヤリティフリー標準である。このような場合、特許所有者は、標準を改善するために、ライセンス行使を介して特許権の収益を獲得をする方途を放棄し、特許技術を提供することを、選択する可能性がある。標準が「優れている」ほど、採用が進み、業界とエコシステムが成功する。

その他の場合、特許所有者は、特許技術の使用に対するロイヤリティ支払いを、FRAND 補償として受けうる権利を保持し、そうした権利を放棄して、特許技術を提供することは、望まない場合がある。これは、たとえば、標準化された製品を、広く製造または販売していない企業や、ライセンスを通じて、特許権からの収益獲得を追求したい他の企業に、当てはまると考えられる。そのような場合、特許所有者は、ロイヤリティを可能とする FRAND コミットメントとともに、特許機能の貢献を提出することを選択できる。したがって、特許所有者として、その権利（つまり、「通常の」特許権）を FRAND 義務で制限することに、自発的

とである。特定の技術分野に市場の関心がない場合、標準は、開発への注目をあまり集めないか、一度開発されても、広範な伝播をサポートするために必要な投資や活動を誘致できない可能性がある。

に同意しつつ、FRAND ロイヤルティを求める権限は、維持することができる。¹¹

言い換えれば、SEP 保有者は、ロイヤルティ支払いを請求できる可能性のある実施者のプールを、劇的に拡大する可能性がある。その代償として、SEP 保有者は、通常は特許権に付随する、特定の権利の行使を放棄することに同意する。たとえば、特許技術の実施から他者を排除する権利、標準が採用された後、競争力のある SEP の代替手段がないことを反映する、ロイヤルティを請求する権利、などである。各実施者からのロイヤルティが、FRAND コミットメントがなかった場合よりも低くなる可能性がある場合でも、そのトレードオフは、価値が存在する。実際、ほとんどの特許所有者は、失うよりも、はるかに多くを得ることができるため、自発的に FRAND コミットメントを行うことを選択する。

当然の結果として、FRAND の誓約は、ライセンスが、合理的で差別のない条件で利用可能になる、というセキュリティを、市場参加者に提供することにより、標準の市場での採用を可能にする。標準に準拠した製品（Bluetooth、Wi-Fi、LTE チップ、またはそのようなチップを利用する下流デバイスなど）を、開発、及び、販売するために必要な投資は、莫大なものになる可能性がある。工場を取得する必要がある。市場チャネルを作成する必要がある。機器とインフラストラクチャを購入する必要がある。ライセンスが合理的な条件で取得できる、という合理的な保証がなければ、市場参加者は（おそらく当然のことながら）潜在的にリスクのあるベンチャーに投資しないことを決定するかもしれない。FRAND 合意は（適切に適用、従われるならば）、そのリスクを軽減し、過度で不公正な SEP の慣行によって、投資が損なわれないことを、市場参入者に保証することにより、投資を奨励し、さらなるイノベーションと市場開発を助長できる。一方、以下で説明するように、FRAND に違反すると、公正な競争が脅かされ、イノベーションが抑制される可能性がある。

b) 競争法と政策上の制約

競争法と政策は、FRAND の自主的な取組みの目的を理解する上で、重要な側面である。標準の開発には、通常、複数の関係者、おそらく競合他社が、SDO のコンテキストで集まり、共通のテクノロジー仕様について合意することが含まれる。この開発プロセスには、必然的に、仕様に対する特定の技術的貢献の受け入れ、及び、他の提案された貢献の拒否が含まれる。そのため、この標準開発活動は、競争の問題を引き起こす可能性がある。たとえば、標準設定の中で、会社間で議論がされると、競合すべきテクノロジー間の競争を、削減、または排除する、共謀の機会を提供しかねない。

¹¹ したがって、FRAND 誓約後にライセンスを締結する SEP 保有者は、通常特許に属すべき一部の財産権の行使が制限される。たとえば、他者を特許技術の実施から排除する権利や、市場が負担できる限度までロイヤルティを受けられる権利（たとえば、標準が採用された後、SEP に代わる、競争性を有する代替手段がないことによるロイヤルティ）が制約される。

それにもかかわらず、欧州委員会や他の国際競争当局を含め、標準は、たとえば、新しい改善された製品、もしくは、市場を開発することを促進することで、または、供給の改善を可能にすることで、有意なプラスの経済的、及び、競争促進効果を生み出すことができることは、広く認識されている。これを理由に、政策立案者は、標準化のプロセスと結果が、反競争的效果を生み出すのに悪用されない、という条件下で、一般に標準化を推進する。

そうした濫用を防ぐために、競争当局は、競争法の懸念を回避するために、標準の開発者と採用者が講じる手段の概要を示す、ガイドラインを定めている。これらのガイドラインには、標準化を通じて、代替技術を排除することで得られるレバレッジを悪用して、SEP が、反競争的に使用されてしまわないようにする対策が、具体的に含まれている。また、場合によっては、競争当局は、FRAND 誓約の違反と、そこから生じる可能性のある反競争的影響に、対処するための措置を講じており、SEP が、そうした特許権者に、特有の利権を与えかねなことを、明確に指摘している。その能力は、標準設定プロセスの参加者が、単一の技術ソリューションを選択して標準とする、という事実によって生み出される。このような選択により、製品とサービスが、適切なレベルの互換性と相互作用性を実現できる一方で、企業と消費者の利益になると同時に、異なるテクノロジー間で発生する可能性のある競争が排除される。

標準準拠の製品を製造または使用する企業は、必然的に、それらの製品に組み込まれている SEP を使用する必要がある。したがって、将来のライセンシーには、標準化されたテクノロジーを、実装するための商業的な代替手段がないため、ライセンス交渉のコンテキストで、SEP 保有者の交渉力は劇的に増加する。この現象は、代替技術に切り替えることが不可能であるか、非常にコストがかかる場合、「ロックイン」と呼ばれる。欧州委員会が指摘しているように、「FRAND コミットメントは、IPR¹²保有者が、ライセンスを拒否したり、業界が標準にロックインされた後に、不公正または不合理なロイヤルティ料金を請求、あるいは差別的なロイヤルティを求めることで、標準の実施を困難化しかねない。」¹³

課題は、標準化のために選択された特許技術を、回避して設計できない、という潜在的な悪用（いわゆる「ロックイン」）を防ぐことにある。ロックインに関連する市場支配と交渉力により、権利者は、特許技術が標準に組み込まれる前には取得できな

¹² IPR は知的財産権を意味する。

¹³ 欧州委員会からの連絡：欧州連合の機能に関する条約、第 101 条の水平協力合意への適用に関するガイドライン、2011 O.J.C.、14.1.2011、p1、第 287 段落（「EC 水平ガイドライン」）。

かった、高いロイヤルティや、その他の不合理なライセンス条件を取得しようとする。欧州委員会が述べているように、SEP 保有者となることは、「標準の採用後に、たとえば、必要な IPR のライセンス付与を拒否するか、過剰なロイヤルティ料金を徴収することで、ユーザーを「ホールドアップ」するなど、企業が反競争的な方法で行動することを可能にしかねない。」¹⁴

これから、FRAND の競争法の側面と目的が自明となり、競争当局が、SDO に FRAND ベースでの IPR ポリシーの確立を奨励した理由が理解できる。FRAND 義務は、標準化によって生じる可能性のある、潜在的な競争上の懸念を減殺するのに役立つのである。欧州委員会の水平ガイドラインに記載のように：

標準設定への参加が制限されておらず、問題の標準を採用する手順が透明である場合には、標準に準拠する義務を含まない、公正、合理的、非差別的な条件で標準へのアクセスを提供する標準化合意は、通常、第 101 条 (1) の意味の範囲内で、競争制限的ではない。¹⁵

したがって、FRAND 義務は、特許技術が標準に含まれているために得られる、SEP 保有者の権限を、抑制するものであるが、特許発明の価値に基づいて、合理的で差別のない補償を求める権利を不当に制限することはない。

欧州委員会のコメントは、FRAND の競争法的経緯を例示するだけでなく、FRAND のコミットメントと、実務の分析を方向付けるのにも、有用である。

まず、欧州委員会は、その水平ガイドラインで、次のことを明確にしている。

標準への効果的なアクセスを確保するため、IPR を標準に含めることを希望する参加者に対し、IPR ポリシーは、重要な IPR を、すべての第三者に、公正、合理的、かつ差別のない条件でライセンスする、という撤回できないコミットメントを要求する（「FRAND コミットメント」）。¹⁶

したがって、競争法の懸念を回避するために、FRAND ライセンスは、ライセンスを求めるすべての第三者に提供して、標準を実施できるようにする必要がある。¹⁷

¹⁴ EC 水平ガイドライン、第 269 段落。

¹⁵ EC 水平ガイドライン、第 280 段落。

¹⁶ EC 水平ガイドライン、第 285 段落。

¹⁷ *Microsoft Corp. v. Motorola Inc.*, 795 F.3d 1024, 1031 (9th Cir. 2015) 参照（「SEP 保有者が特許技術の公正な価値以上のものを引き出すリスクを軽減するために、多くの SSO は、SEP 保有者に、「合理的かつ無差別」または「RAND」条件で特許のライセンス付与に同意することを要求する。これらの合意に基づき、SEP 保有者は、RAND レートでの支払いを確約する製造業者へのライセンス付与を拒否できない。」）；*Microsoft Corp. v. Motorola, Inc.*, 696 F.3d 872, 884 (9th Cir. 2012)（「Motorola は、ITU に対する誓約において、世界中で、無制限の数の申込者に、差別的ではなく、合理的な条件に基づいて、ITU

第二に、SEP に関する競争法の懸念の性質が、標準が設定された後の、技術競争の排除を通じて、これらの特許が保有者に与えることができる、独自の力に由来するため、「公正かつ合理的」かは、特許発明自体の経済的価値に対して、評価される必要がある。たとえば、特許技術が標準に含まれていることによって、SEP 保有者に付与された、交渉レバレッジなどの価値とは、無関係である。¹⁸

第三に、競争法のガイダンスは、FRAND 義務の、SEP 保有者の、差止めによる救済利用可能性に対する影響にも、言及している。標準化がなければ、実施者は特許を回避設計するか、単に先行技術のソリューションを利用することができ、それによって、特許権者の代償に、経済的な上限を設けることができる。差止命令は、特許権を行使するための重要なツールであるも、FRAND の場合、差止命令の利用可能性は、SEP 保有者が与える可能性のある支配的な立場を、SEP 保有者が悪用する、主要なメカニズムとして一他社を市場から排除することで、または、差止命令の脅しを用いて、不当なライセンス条件を受け入れるように、他企業に圧力をかけることによって一機能する可能性がある。したがって、一連の裁判所の決定と競争法のガイダンスにより、SEP 保有者は、有効で侵害された特許に対して、FRAND ロイヤルティを支払う意思があり、支払うことができる標準実施者に対して、差止めによる救済を求めて、市場支配力を濫用してはならないと確立されている。¹⁹

標準を実践するために必要な特許資料を使用しうるライセンスを付与することを約束した。この用語は、誰が、または、何人の申請者が、ライセンスを取得できるかについて制限を課していない」); *Ericsson, Inc. v. D-Link Sys., Inc.*, 773 F.3d 1201, 1230 (Fed. Cir. 2014) (「他人に発明を使用するライセンスを付与しないことにより、特許由来の独占を維持するという、ライセンサーの確立されたポリシー、及び、マーケティングプログラム[SEP には無関係]エリクソンの RAND コミットメントのため、[...]特許由来の独占を維持するようなポリシーを持つことはできない。」); 対訴訟追行差止命令の申立却下, 31 頁, *Apple Inc. v. Qualcomm, Inc.*, case No. 3:17-cv-00108-GPC-MDD (ND Cal. 2017 年 9 月 7 日) ECF No. 141 (「ETSI の IPR ポリシーは、実際に、明白に自発的なライセンサーには、[SEP 誓約者の]知的財産を FRAND レートでライセンス供与する権利があると記述している。」); *Case AT.39985*、欧州委員会決定 - モトローラ-GPRS 標準必須特許の規制 C (2014) 2892 最終, 2014 年 4 月 29 日, 55 (「FRAND は、SEP 所有者に、問題の特許を、すべての関心のある第三者が利用できるようにする義務を負わせる」)。

¹⁸ たとえば、EC コミュニケーション: SEP に関する欧州ポリシーの開始, COM (2017) 712 最終, 2017 年 11 月 29 日, sec. 2.1 (「EC SEP コミュニケーション」) (「ライセンス条項は、特許技術の経済的価値と明確な関係を持たなければならない。その価値は、主に技術自体に焦点を当てる必要があり、原則として、テクノロジーを標準に含めたことによる価値ではない。」); たとえば、*Ericsson*, 773 F.3d at 1232 (Fed. Cir. 2014) も参照してください (「すべての特許と同様に、SEP のロイヤルティ率は特許発明の価値に配分する必要がある。」); 「特許権者は彼の発明から得られた、おおよその利益増加分に対してのみ補償される... [t]特に、これは SEP に当てはまる。」); 米国連邦取引委員会決定及び命令, *Motorola Mobility LLC & Google Inc.*, Dkt. No. C-4410 (2013 年 7 月 23 日) www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2013/07/130724googlemotorolado.pdf.

¹⁹ See, e.g., 2014 年 4 月 29 日 *Case AT.39985*, 欧州委員会決定 - モトローラ - GPRS 標準必須特許の規制 C (2014) 2892 最終, 2014 年 4 月 29 日 (推定ライセンサーが国内特許権について裁判所による審理判断に

最後に、SEP ライセンスのプールの経緯では、テクノロジープールの形成は、プールされたテクノロジーの一斉販売を必然的に意味する。これは、代替テクノロジーのみ、または、大部分が、それで構成されるプールの場合、価格操作カルテルに相当するからである。²⁰ロイヤルティ及びその他のライセンス条項は、過度かつ差別的ではなく、ライセンスは、非独占的である必要がある。」²¹

CWA は、これらの側面について以下でさらに詳しく説明する。

c) 公共の利益と消費者の利益

より広範な公共の利益の文脈において、FRAND アプローチは、経済成長を促進し、協調的な技術開発を促進し、公共の福祉を促進することを目的としている。

一方で、FRAND 義務は、特許を取得した機能の使用に対して、公正な補償を得るといふ、SEP 保有者の合理的な利益を尊重し、したがって、発明産出活動と、技術を標準に含めるための、当該成果の提出の双方を、動機付ける。一方、SEP を実施している者を排除したり、過度のロイヤルティの主張をして、採用のインセンティブを損なう場合、技術的に高度で適切に設計された標準でさえ、広く採用されないことがある。結局のところ、政策立案者は、消費者の利益と経済成長を目的とした、規制と公共政策項目を維持するために、標準に依存するところが大きい。

したがって、政策立案者は、FRAND とは、特許の使用に対する公正な補償を取得する、という SEP 保有者の利益と、標準で使用される特許機能の、公正なライセンス条件を取得する、という標準実施者の利益とをバランスするものと、よく説明する。しかし、実際には、FRAND の誓約は、積極的な執行のメカニズムがなければ、濫用的行動を常に防ぐとは限らない。FRAND 誓約が機能することに対する公共の利益に鑑み、政策立案者は、競争政策や独占禁止法の問題を含め、その影響について共通の理解を促進する役割を担っている。

2017 年 11 月の SEP に関するコミュニケーション²²で、欧州委員会は、たとえば、「バランスが取れた、効率的で、予測可能な、SEP フレームワークを促進する主要な原

応じていたのに、特許権者が差止命令を求めたことで、FRAND 義務と競争法に違反したと認定); C-170/13 *Huawei Techs. Co. v. ZTE Corp.*, [2015] E.C.R. 477 (差止命令を自発的なライセンシーに対して求めたことに競争法違反を認定); *Apple Inc. v. Motorola, Inc.*, 757 F.3d 1286, 1331-32 (Fed. Cir. 2014) (FRAND コミットメントが原告が差止命令を得られるのを困難にする)。

²⁰ 欧州委員会のコミュニケーション — 欧州連合の機能に係る条約第 101 条の技術移転契約に対する適用のガイドライン, OJ C 89, 28.3.2014, p. 3, 第 46 段落 (EC 技術移転ガイドライン)。

²¹ 前同、第 269 段落。

²² EC SEP コミュニケーション, 上記脚注 17, Sec. 2.

則を定め」、1) SEPの透明性の向上、2) SEPのFRANDライセンス条項の一般原則、3) SEPの予測可能な規制権行使の環境整備に言及している。コミュニケーションはまた、「利害関係者が、さらなる明確化とベストプラクティスを開発することを目的として、互いに対話すること」を求めている。現在のCWAは、その呼びかけに対する、業界主導による応答でもある。

本書の範囲は、欧州委員会が提供するガイダンスの、すべての要素を網羅的に説明するものではないが、このCWAで述べる実務、手続、及び原則のうち、特に重要な指針となる、4つのポイントに着目する。

- コミュニケーションは、「FRAND条件でライセンスを付与することを約束すると、SEPの所有者が、実際に、そのような条件でライセンスを付与するという、第三者の正当な期待を生み出す」ことを(再)強調している。²³
- コミュニケーションは、「ライセンス条件は、特許技術の経済的価値と明確な関係を持たなければならない」という、確立されたFRAND評価原則を強化し、「技術を標準に含めるという決定から生じる要素を含めない」。²⁴
- コミュニケーションは、特定のSEP、または、SEPグループの、ライセンス率を設定する際に、ロイヤルティの累積を回避するために、全関連SEPの包括的なライセンス率が不合理になったり、標準の実施を非現実的にしたりしないように、という認識を明らかにしている。「FRAND値を定める際に、当事者は、標準の合理的な総計レートを考慮する必要がある。」欧州委員会は、更に、FRANDオファーを受ける推定ライセンシーは、特許所有者が、その技術的及びビジネス上の立場の根拠について、「明確な説明」と情報を提供した後、「具体的かつ特定される」カウンターオファーを作成するよう努めるべきであると述べている。²⁵
- コミュニケーションは、SEP保有者が、将来のライセンシーに、提供すべき情報のレベルを、主張されたSEPの関連性と、ライセンスオファーのFRANDへの準拠が判明する程度、まで拡大する。「明確な説明が必要となる：標準の必須性、SEP実施者の侵害の疑いのある製品、提案されたロイヤルティの計算、及び、FRANDの無差別要素。」²⁶

欧州委員会 SEP コミュニケーションの、これらの各側面については、以下詳細に論

²³ 前同、sec. 2.1.

²⁴ 前同

²⁵ 前同、secs. 2.4, 3.1.

²⁶ 前同、secs. 3.1.

じる。

4.3 SME の利益の考慮

上述の、FRAND 誓約の機能と解釈に関する、背景と経緯にあわせて、標準化技術市場、及び、適切な FRAND プラクティスに関して、中小企業（SME）の有する重要な利益にも、着目すべきである。

標準化されたテクノロジーの使用の増加は、大小の企業に影響を及ぼすが、中小企業はコネクテッドエコノミーの創出と、今後のイノベーションにおいて、大きな役割を果たすことが期待されている。ただし、市場エコシステム参加に必要な、標準に適用される SEP に関連し、不公正なライセンス要求が許されると、SME の市場参加に独特の影響を与え、害を与えかねない。特に、様々の要因が、標準必須特許ライセンス環境内で、SME に非対称的なリスクを生み出し、最終的には、下流のイノベーションを阻害しうる。

- リソースの非対称性：大企業にも同じことが当てはまりうるが、特許主張団体（PAE）²⁷、または、SEP ライセンスの濫用的主張の対象とされる SME は、リソースが比較的不足しているため、SEP を主張してくる団体に対して防御する場合に、重大かつ明確な不利益を受ける。
- 商業情報の非対称性：SME は、複雑な SEP 環境を理解するための、法的リソースを確保する能力が限られている。市場慣行の透明性の欠如が、価格、差別、特許の有効性、または、必須性についての主張について、疑念を抱かせうる。
- 技術情報の非対称性：多くの中小企業は、主張されている SEP が、実際に有効な SEP であるかどうかを検証するための技術も、標準に関する技術的専門的知識も、有しない。特に、SME が、SEP 保有者による請求の詳細を、SME の上流のサプライヤーと共有できない場合は、特にそうである。²⁸
- 市場での地位の非対称性：SME は、同じバリューチェーンに沿ったさまざまなポジションで、または、他の IoT 分野での、FRAND ロイヤルティ率の決定に関して、未だ十分な経験を有しないことがよくある。中小企業の場合、規模の不一致から、以前のライセンス契約と比較し、自己の市場地位を正確に評価できず、差別的なロイヤルティ率の支払いにつながる可能性がある。多くの場合、SME は、標準化されたコンポーネントを自己

²⁷ 特許主張団体とは、特許ポートフォリオのライセンスに支払われたロイヤルティから利益を得る団体で、特許発明を実施せずに、特許または特許権を取得することにビジネスモデルが依存している個人または企業である。

²⁸ Erixon Fredrik & Matthias Bauer, 標準必須特許及び技術のより早い普及の追求 (2017), ヨーロッパ国際政治経済センター-Brief 2/2017, p. 8.

の下流の製品に組み込むだけであり、潜在的なライセンサーが、関連するテクノロジー設計とマーケティングを担う、市場の上流の企業から、ライセンスを求める方が、適切かつ効率的である可能性がある。

これらの問題は、たとえば、PAE が、「法廷地漁り」や「キャンペーン」を通じて、中小企業をターゲットに、標準に必須な、または、そうでない特許の、ロイヤルティ支払いを徴収する場合に、発生する可能性がある。その対応にかかる費用や負担は、中小企業にとって耐え難いものである。有効で、誠実な防御を主張するための訴訟に、大量のリソースを費やすことができないため、中小企業は、代わりに、大規模な再設計を行うか、市場から完全に撤退することを余儀なくされる可能性がある。

同様に、新製品を開発している中小企業が、開発の進行段階で、SEP 保有者にアプローチして、SEP ライセンス取得目的で、新しい使用事例について話し合うものと、期待することは合理的でない。このようにして、SEP 保有者は、新しいアイデアや使用事例のゲートウェイとして機能することを意図できる。これは、SEP 保有者が、新しいユースケースの価格設定を管理でき、それによって、下流市場を歪める可能性がある場合に、特に該当する。企業に、ライセンスの取得を強制する SEP 保有者は、新製品の開発や、新しいユースケースに関する情報を収集し、特定の市場の競争を制限する手段として、ライセンス過程を利用することがある。このような効果は、市場全体でのイノベーションや新技術の進歩、効率性といった利益につながらない。

要するに、標準化された機能をデバイスに組み込んでいる SME や、その他の下流テクノロジー開発者を、サポート、及び、保護する理由は、多数存する。ただし、これらの急成長する市場を、完全に実現するには、既存企業が、下流デバイスの価値に基づいたロイヤルティを求めることによって、生み出さなかった価値を組み入れようとしなくする必要がある。SEP 保有者は、標準化されたコンポーネントのライセンス料に基づく、FRAND 代償を取得しうる。または、下流実施者が、独自のライセンスを求める場合は、特許使用料の要求を、特許技術の価値のみに集中させ、他者が創出した価値に基づく補償を、求めないようにする。

5. 重要な FRAND と SEP ライセンス問題に関わる中核原則：法的、事実に背景

本 CWA は、FRAND の誓約を支え、その根底にある法律、政策、及び、市場のニーズのいくつかを特定したので、FRAND ライセンスに関係する当事者が、遭遇する可能性のある、特定の実務と原則の説明に移行する。そのような問題ごとに、背景を提示し、適用される可能性のある関連法の例を取り上げ、効果的かつ公正な解決を達成するためのアプローチと、中核原則について説明を加える。

5.1 SEP 交渉における差止命令の使用と誤用及び差止命令の脅威

一般に、特許が SEP でない場合、特許権者は、国内法下で適用される、法的または衡平法上の要件に従って、侵害に対する差止命令による救済を、自由に求め、または、執行することができる。そのような場合、他者を市場から排除する能力は、特許所有者に付与された権利の 1 つとして、利益となりうる。²⁹

ただし、特許権者が FRAND 条件で特許のライセンスを取得することを約束している場合は、状況が異なる。FRAND の約束をすることにより、特許権者は、市場の排除ではなく、ライセンスを追求することに、明示的に同意するのである。言い換えれば、FRAND コミットメントを行うことにより、特許権者は、差止めによる救済によって、一部の市場参加者を排除することによって、標準の使用を制限しようとするのではなく、第三者へのライセンス供与を通じて、標準一般化の支持に、自発的に同意する。FRAND コミットメントは、SEP 保有者が、無許可の使用に対して、特許を行使する権利を、放棄したことを意味するものではないが、FRAND 補償を求めうる当事者に対して、差止命令を求めることは、コミットメントと矛盾する。³⁰

²⁹ もちろん、そのような「非 SEP」の状況でも、差止命令による救済は、差止命令が、衡平かつ比例的である、というヨーロッパの要件の対象となる。知的財産権の執行については、2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会の指令 2004/48 / EC を参照。第 III 条, OJ (L 157) , 30.4.2004, p 45, 61 (指令 2004/48 / EC)。SEP 以外の状況での、差止命令の使用に対する、同様の権限及び制限は、国際的にも適用される場合がある。例として、eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388, 391 (2006) (差止命令に必要な要件:

(1) 代償不能な損害を受けた; (2) 金銭的賠償など、通常得られる法的救済が、損害の補償に不十分である; (3) 原告と被告の置かれる困難のバランスが、衡平法上の救済を必要とする; そして、(4) 公共の利益が、永続的差止命令の発令により、阻害されないこと)。

³⁰ SEP 保有者に、市場アクセスを制限せず、FRAND 義務を遵守するよう要求することは、決して「強制実施権」の 1 形式とはならない。むしろ、SEP 保有者が、標準化プロセスの一部として、自発的に (つまり、強制されずに) 受け入れた義務の、単なる履行である。

一部の領域での「税関押収」手続きなど、事実上の差止命令を使用して、侵害の疑いのある製品を押収することも、同様に、FRAND のコミットメントに反し、ほとんどの状況で不合理である。同様に、一部の法域では、侵害の問題が、刑事問題として提起される可能性があると認識されている。SEP 保有者による、企業内の個人、または、SEP の侵害者とされる者に対する、刑事訴訟を誘発、または、要求する申立ても、差止命令の申立てと同様に、疑いをもって対処されるべきである（たとえば、一部の SEP 保有者は、非 FRAND 結果を強制するための「レバレッジ」を高めるために利用する）。一般に、以下で説明するように、潜在的なライセンスから FRAND 補償が得られる場合、差止命令、事実上の差止命令、刑事手続、または、FRAND レートの裁判を目的としない、その他の手法を用いることが、妥当であることは、少ない。このような「恐怖の戦術」手法は、たとえば、事実上の差止手続きが求められている国で、SEP 侵害について裁判所の判決がまだなされていない場合、または、申し立てられた SEP、または、その family について無効審判手続きが係属中である場合、特に不当である。

差止命令または同様の事実上の手続きによる、SEP のホールドアップの可能性は、標準化にとって、重大な懸念事項であり、競争法的監督にとって、重要な問題を提起する。これは、多くの国際法域でも認められている。³¹同様に、差し止めによる救済を求めること（または求める脅威）でさえ、不公正な非 FRAND の結果につながる可能性があることに、注意する必要がある。ある機関が指摘しているように、「市場からの排除の脅威は、特許所有者が、標準の実施者を、ホールドアップすることを可能にする、強力な武器である。この脅威を制限することで、特許権者が、その特許を標準に含めることを利用して、特許のホールドアップに従事する可能性を減らし、実施者が、製品を開発する際の、便宜を与える。」³²

FRAND の、差止命令の利用可能性に対する影響を、評価する際に考慮すべき、2 つの重要

³¹ 例として、EC 水平的ガイドライン、上記脚注 12、第 287 段落（“FRAND コミットメントは、IPR 保有者の、ライセンス拒絶や、産業が標準に固定された後で不公平または不合理な（または「過剰な」）料金請求、または差別的ロイヤルティ請求等による、標準の実施をしようとするのを困難とする）；米国司法省 & 連邦取引委員会、競争法規制と知的財産権：競争と発明の推進 33-57 (2007), <https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/reports/antitrust-enforcement-and-intellectual-property-rights-promoting-innovation-and-competition-report.s.department-justice-and-federal-trade-commission/p040101promotinginnovationandcompetitionrpt0704.pdf> (SEP の情報開示方針及び FRAND 受諾など、特許権ホールドアップに対抗する方策を詳細に議論)；*Ericsson*, 773 F.3d at 1209 (ホールドアップとロイヤルティ累積を、標準の広範囲な採用を妨げる 2 つの原因として指摘)；*Microsoft Corp. v. Motorola, Inc.*, No. C10-1823JLR, 2013 WL 2111217, at *20 (W.D. Wash. 2013 年 4 月 25 日,) (RAND 率を交渉している当事者に対し、「他の SEP 保有者の存在と、それらの権利者が、それぞれ有する特許の、標準と実施者の製品に対する重要性に基づいて、実施者に対して請求するロイヤルティ率を考慮すべき」旨指示)。

³² 米国司法省、IEEE ビジネスレビュー書簡 9 (Feb. 2, 2015), <https://www.justice.gov/atr/response-institute-electrical-and-electronics-engineers-incorporated>.

な問題がある。

- 差止命令に対する、FRAND の一般的な制限に例外がある場合、どのようなものがあるか、
- 差止命令を求める申立てや、差止命令の脅威は、どのように対処されるか。

FRAND 誓約の機能と目的を検討することにより、これらの問題の根本がより明確になる。はじめに、2 つの関連する法的問題を検討する（そして、ある程度判別する）必要が存在する。

(1) FRAND 誓約の法的執行（契約など）、及び (2) FRAND に違反した場合の競争法的禁止処分の執行。これらのシナリオは、両方とも関連しているが、それぞれに独自の特殊性があり、異なる（多くの場合、補完的ではあるが）結論につながる可能性がある。

契約法上の観点から、ライセンスの FRAND 約束は、市場からの他社排除とは相反するものである。FRAND コミットメントは、対価として機能する。すなわち、FRAND コミットメントは、特許権者の特許権の主張を制限するが、その見返りとして、特許権者は、標準一般化のもたらず、潜在的なライセンシーのはるかに大きなプールから、合理的なライセンス料を受けることができる。他方、特許権者が、潜在的なライセンシーから、対価を取戻すことができない場合はどうなるか？たとえば、潜在的なライセンシーが破産しているが、特許権者にライセンス料を支払わずに、侵害品の販売を継続しようとしている場合はどうなるか？その場合、特許権者は、合理的なライセンス料の取得によることができず、救済がないまま放置される可能性があり、このため、そのような特別な状況下で、差止めによる救済を求めることが正当化されうる。

欧州では、裁判所が差止命令による救済の要求に直面した場合は、常に、衡平性と比例性の考慮が必要であり、これらの考慮は、特許が SEP と主張されている場合に、特に関係がある。³³このため、欧州委員会の、最近の SEP コミュニケーションは、差止命令が比例性の考慮事項の対象となることを、保証することの重要性を強調する：「差止命令が企業、消費者、及び、公共の利益に与える可能性のある、幅広い影響を考えると、特にデジタル化された経済の文脈では、比例性評価は、ケース毎に、慎重に行われる必要がある。」³⁴しかし、欧州裁判所は、差止命令の適用が、FRAND ライセンス誓約に、その約束された内容と反する可能性がある状況に対処する、広範な判例法をまだ策定していない。代わりに、この問題に関する欧州法の多くは、差止命令の使用が、欧州競争法に違反する可能性がある状況に焦点を合わせている。以下で説明するように、この問題は、関連し、かつ、異なるもので、欧州司法裁判所（ECJ）、及び、欧州委員会による、競争法執行訴訟の決定の対象となっている。

³³ Directive 2004/48/EC, 上記脚注 30.

³⁴ EC SEP コミュニケーション, 上記脚注 17, sec. 3.2.

他の領域では、特許権者とライセンシーの利益の衡平法上の分析は、ほとんどの場合、SEP 差止命令を制限するようにはたらくが、特許権者が FRAND 補償を取得する他の手段がないなど、まれなケースでは、差止命令が許されることがある。たとえば、米国では、差止命令の発令可能性は、差止命令が可能となる前に、4 つの衡平性要素の重み付けを要求する、米国最高裁判所の eBay 基準下に扱われている。³⁵米国裁判所は、すべての SEP ケースで、差止命令が禁止されているわけではないものの、FRAND のライセンス付与の約束には、eBay 要素である、法的救済（たとえば、金銭的損害賠償、または、特許に対する同様の補償の利用可能性）の存在が、差止命令発令拒否に導くかどうか、が含まれる。³⁶米国裁判所が指摘しているように、「[a] FRAND コミットメントの対象となっている特許の権利者は、代償のない損害を立証することが、困難な場合がある」。そのため、差止命令は、しばしば利用できなくなる。³⁷米国の裁判所は、少なくとも 10 年以上にわたって FRAND 附帯 SEP に対する差止命令を認めていない。³⁸

Huawei 対 ZTE の判決において、ECJ は、特許所有者及びライセンシーが、ライセンスを交渉する誠実な「意欲」を示すために、従うことができる行動の要約を示した。³⁹ECJ は、特許権者が、FRAND ライセンスを交渉する誠実な意思を示したライセンシーに対する、差止命令を追求するのは、競争法違反である可能性がある、と判断した。このような場合、特許権者は、実施者を、市場からの排除する権利を有しない。ただし、特許権者が、誠意を持って行動し、特定の必要な情報や資料を提供したが、潜在的なライセンシーが、ライセンスを交渉する意思を、自己の行動で示す対応を怠った場合、差止命令を追求したとしても、特許権者は、競争法違反の行動をとっていない可能性がある。特許所有者の行為に対し、他の制

³⁵ 例えば、*See, e.g., eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C.*, 547 U.S. 388, 391 (2006) (差止命令には、1) 代償のつかない損害を被ったこと (2) 金銭的損害賠償など、法で利用可能な救済策は、その損害を補償するには不十分である (3) 原告と被告の間の困難のバランスを考慮して、衡平性の救済が正当化されること (4) 公益が恒久的な差止命令によって損なわれることはないということなどの要素が含まれる)。

³⁶ *Apple Inc. v. Motorola, Inc.*, 757 F.3d 1286, 1331-32 (Fed. Cir. 2014) (RAND コミットメントが、原告が、代償できない損害等 eBay 要素を立証することを難しくする)。

³⁷ 前同.; 更に、第三者米国連邦取引委員会の公共の利益についての声明 1 頁, *In re Certain Wireless Comm'n Devices, Portable Music & Data Processing Devices, Computers & Components Thereof*, Inv. No. 337-TA-745, (国際貿易委員会 2012 年 6 月 6 日), <http://www.ftc.gov/os/2012/06/1206ftcwirelesscom.pdf> (侵害の主張が、被告の標準化技術の実施に基づいている場合、RAND 附帯 SEP 案件で、差止命令の脅しを用いることは、米国の競争、消費者、技術革新を相当程度害する可能性がある)。

³⁸ しかし、こうした制約は、eBay 要件が適用されない US International Trade Commission (ITC) 事件にはあたらぬように思われる。US ITC 事件では、SEPs の問題は、公共の利益に関して議論となる。ただし、地方裁判所の事件と同様、ITC でも差止命令を発令するのは稀である。

³⁹ C-170/13 *Huawei Techs. Co. v. ZTE Corp.*, [2015] E.C.R. 477.

限（たとえば、FRAND 誓約の文言、または、私的な契約の執行可能性に基づく制約）が適用されるかどうかは、ECJ は、判断をしなかった。

差止命令を求めることに関する、同様の競争法の懸念は、モトローラ問題に関する欧州委員会の決定で提起された。⁴⁰その決定で、欧州委員会は、SEP 保有者が、ドイツの裁判所による FRAND レートの審査を条件として、ドイツ特許実施ライセンスを受ける旨の意思を表明したライセンシーに対し、ドイツ特許に基づいて差止命令を求めていることを認定し、特許所有者が、競争法に違反したと判断した。⁴¹欧州委員会は、さらに、潜在的なライセンシーが、歴史的に「非意欲的」であったという主張は、ドイツ特許のライセンスへライセンシーが反対提案した日以降は、差止請求の継続とは無関係とした。⁴²

要するに、FRAND 義務が、特許権者による法的拘束力のある合意として扱われるか、あるいは、競争法の問題として扱われるかにかかわらず、FRAND が、差止めによる救済の利用可能性と妥当性を制限する、という重要なコンセンサスがある。FRAND が、市場除外を回避するように設計されていることを考えると、FRAND の補償が、交渉を通じて、または紛争がある場合は、裁判所を通じて、取得できないまれな場合を除いて、除外は不当に考えられよう。欧州委員会がモトローラで述べたように、「FRAND 条件でライセンス付与することへのコミットメントの本質は、標準化プロセスの目的を考慮し、FRAND の見返りに、その必須特許がライセンス付与されるという、SEP 保有者による認識である。⁴³一般に、この本質と目的は、他社の市場からの排除によって、損なわれる。

一方で、一部の SEP 保有者は、差止めによる救済は、潜在的なライセンシーによる悪意のある行動を阻止するために、利用可能であるべきと主張する。しかし、最も極端な救済策（この場合は市場からの排除）をとる法的アプローチは、誠実な交渉を妨げ、他の許容されるべき誠実な行動を阻止することになる可能性がある。言い換えれば、金銭的、または、同様の救済が、利用可能で十分ならば、FRAND が妨げられた SEP のコンテキストでは、差止命令（同様の事実上の差止命令手続も）は不要であり、市場の行動に深刻な悪影響を与える可能性がある。さらに、少なくともほとんどの領域では、差止命令に頼ることなく、いずれかの当事者による、悪意のある行動を思いとどまらせるため、さまざまな法的手段がすでに存

⁴⁰ 2014 年 4 月 29 日 Case AT.39985, 欧州委員会決定 – モトローラ - GPRS 標準必須特許の規制 C(2014) 2892 最終, 2014 年 4 月 29 日.

⁴¹ 前同 recital 433 (ライセンスカウンターオファーの範囲に言及).

⁴² 前同 recital 441 (Apple がとったと言われている 2007 年から 2010 年の間の「非自発性」は、本決定には無関係である。それというのも、第 2 のオレンジブック申出のあった、2011 年 10 月 4 日以降、これをもって、Motorola の、Cudak GPRS SEP に基づく、ドイツでの、Apple に対する継続した差止命令の追求と執行を正当化できないためである).

⁴³ 前同 recital 492.

在する。例えば、裁判所は、ライセンス交渉の遅延に関連する、利息やその他の費用を認容する場合がある。同様に、一部の領域では、意図的な侵害を認定すると、裁判所は、悪意のある侵害に対して、追加賠償を課すなど、そのような行為を制裁する。特許権者に補償し、いずれかの当事者による悪意のある行動を阻止するために利用できる、他のアプローチがあり、たとえば、弁護士費用、訴訟費用、または、勝訴した当事者への、他の合理的な補償などである。これらの法的、金銭的ツールは、市場排除の脅威ではなく、法的防御の誠実な主張などの前向きな行動に影響を与えることなく、悪意のある行動を阻止するために必要な場合、裁判所や機関がすぐに利用できる。

実際、交渉中のライセンシーによる遅延に対する措置の申立てを評価するにあたり、ある裁判所は、最近、そのような遅延行為は、これらの種類の裁判所命令によって、完全に救済できることを明らかにした。さらに、裁判所が指摘したように、ライセンシーの不正行為に関する懸念は、特許のホールドアップに関連する競争法の懸念とは、種類が異なる金銭的な問題である。⁴⁴

最後に、上記のように、差止めによる救済を求める脅しでさえ、交渉のレバレッジと結果を歪める、ホールドアップの一形態となりうる。⁴⁵したがって、これらすべての理由により、差止命令（事実上の差止命令も含めて）の脅し自体が、FRAND の義務違反、または競争法違反の主張を支える場合もあるといえる。⁴⁶

したがって、下記のような結論に至る。

中核原則 1 : FRAND 附帯 SEP 保有者は、例外的な状況を除き、FRAND 補償が裁判によって対処できない、管轄権の欠如、または、破産場合を除いて、差止命令（または同様の事実上の排除プロセス）を脅し、追求、または強制してはならない。当事者は、差止命令、または、その他の事実上の市場からの排除プロセスに関連する、不当な「ホールドアップ」のレバレッジなしに、FRAND 条件の交渉を模索する必要がある。

⁴⁴ *In re Innovatio IP Ventures, LLC IP Litig.*, MDL Dkt. No. 2303, 2013 WL 5593609, at *11 (N.D. Ill. Oct. 3, 2013) (「裁判所は、リバースホールドアップが、標準必須特許に特殊というわけでもないので、それが、一般に、深刻な懸念事項となるとは結論できない。特許権行使の試みは、侵害者とされる者が、裁判所で、特許行使に対抗するリスクを、必然と伴うので、特許権者は、高額な訴訟を追求することとなる。ライセンスオファーの、RAND 義務遵守に関する論点は、多くの論点の中の、一つの潜在的な争点を与える程度である。当事者が、RAND rate を争う場合、侵害の責任の問題を争う場合と同様、当該争点は、他の争点と同様に、訴訟で争われることになる。」)。

⁴⁵ 米国司法省, IEEE ビジネスレビュー書簡, 9 (2015 年 2 月 2 日), <https://www.justice.gov/atr/response-institute-electrical-and-electronics-engineers-incorporated>.

⁴⁶ 米国連邦取引委員会, 意見提出への返答, Motorola Mobility LLC & Google Inc., Docket No. C-4410 (2013 年 7 月 23 日) (交渉段階における差止命令の脅しを制約) <https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2013/07/130724googlemotorolaletter.pdf>.

5.2 全ての意欲的なライセンシーに対するライセンス

FRAND ライセンス実務を評価する際に、考慮すべきもう 1 つの重要な問題は、FRAND ライセンスを取得する資格があるのは、誰かである。形式上、FRAND の誓約は、ライセンスを特定のサブグループに制限するのではなく、すべての潜在的なライセンシーに適用されるべきと解される。FRAND コミットメントは、ライセンスを求める潜在的なライセンシーに、ライセンスを与える、というコミットメントである。

これは単なる契約上の問題ではなく、競争法や独占禁止法によっても義務付けられる場合がありえる。特許権者が、潜在的なライセンシーを「選んで」付与することができれば、市場で、誰が成功し、誰が成功しないかを、制御できる。このような行動は、SEP 所有者の正当なビジネス上の利益を実現するために必要でなく、標準化されたテクノロジーを利用する企業、及び、それらのテクノロジーに依存する消費者の、FRAND ライセンスへの利益を著しく損なう可能性がある。

たとえば、ETSI 指針は、すべてのメンバーと第三者が、ETSI の IPR 方針に基づいて、「標準に関して公正、合理的、非差別的な条件でライセンスを付与される」⁴⁷権利を有することを明示する。欧州委員会は、以下のように述べる。

標準への効果的なアクセスを確保するために、IPR ポリシーでは、IPR を標準に含めることを希望する参加者に対し、必要な IPR をすべての第三者に、公正、合理的、かつ非差別的な条件でライセンス付与することを、撤回不可に、書面で誓約することを要求する... FRAND コミットメントは、業界が、標準に固定された後、ライセンスを拒否することにより、IPR 保有者が、標準の実施を困難にするのを、防ぐことができる...⁴⁸ 48

このアプローチは ECJ によって支持され、FRAND ライセンスの提供を約束する企業は、ライセンスが付与されるという「第三者の正当な期待」を生み出し、この声明は、最近、欧州委員会の SEP コミュニケーションで繰り返された。⁴⁹同様に、欧州の裁判所は、一部のサブライチェーン参加者に、ライセンスを提供しないという、SEP 所有者の選択には、差別の内在することを認めており、下流の顧客に対する差止命令の利用を、認めない可能性を示唆した。⁵⁰

⁴⁷ ETSI 指針, IPR ガイドライン, Sec. 1.4.

⁴⁸ EC 水平ガイドライン, 上記脚注 12, 第 285–287 段落; EC 技術移転ガイドライン, 上記脚注 19, 第 261 段落も参照のこと。

⁴⁹ C-170/13 *Huawei Techs. Co. v. ZTE Corp.*, [2015] E.C.R. 477, para. 53; EC SEP コミュニケーション, 上記脚注 17, 脚注 30.

⁵⁰ LG Düsseldorf, Urt v 1.7.2018 - 4c O 81/17, https://www.justiz.nrw.de/nrwe/lgs/duesseldorf/lg_duesseldorf/j2018/4c_O_81_17_Urteil_20180711.html.

国際的に、米国、及び、他の裁判所も、同様に、FRAND 義務は、一部の市場参加者へのライセンス供与の拒否と矛盾すると、判断した。たとえば、最近の米国連邦裁判所の判決は、「ETSI の IPR ポリシーでは、実際、意欲的なライセンシーは、[SEP 誓約者の]知的財産を FRAND レートでライセンスする権利がある、と明確に述べられている」と判示した。⁵¹他の米国の控訴裁判所は、「SEP 保有者が、特許技術の公正な価値以上のものを引き出すリスクを軽減するために、多くの SDO は、SEP 保有者に「合理的かつ非差別的」または「RAND」条件で、特許のライセンス付与することを、合意することを要求している。これらの契約の下で、SEP 保有者は、RAND レートの支払いを確約する製造業者へ、ライセンスを拒否できない。」と判示した。⁵²米国連邦地方裁判所は、「FRAND 誓約を行った SEP 所有者は、コンポーネントサプライヤーを含め、ライセンスを求める企業に、特許をライセンスする義務がある。このような要件は、歴史的な業界実務と一致している。⁵³同様に、米国の競争機関は、係属中の訴訟において、このアプローチを取っている。」と判示した。⁵⁴

ETSI IPR ポリシーの説明において、その開発を監督した ETSI の局長である Karl-Heinz Rosenbrock 氏は、ETSI が、ライセンスを求める、FRAND レートを支払う意思のある者に、ライセンス付与を要求するポリシーを採用した方法と理由を、詳細に説明した。⁵⁵Rosenbrock 氏は、次のように述べている。「ETSI IPR ポリシーでは、ライセンスを要求する、すべての企業が、ライセンスを取得できるようしている。」Rosenbrock 氏が、続けて分類するよう

⁵¹ 対訴訟追行差止命令の申立却下, 31 頁, Apple Inc. v. Qualcomm, Inc., case No. 3:17-cv-00108-GPC-MDD (ND Cal. 2017 年 9 月 7 日) ECF No. 141.

⁵² *Microsoft Corp. v. Motorola, Inc.*, 795 F. 3d 1024, 1031 (9th Cir. 2015).

⁵³ *Fed. Trade Comm'n v. Qualcomm Inc.*, No. 17-CV00220-LHK, 2018 WL 5848999 at *12-13 (N.D. Cal. Nov. 6, 2018) (「SEP 保有者が、モデムのチップの供給者を、差別することができるとき、SEP 保有者が、自己の技術を、携帯の標準に埋め込み、他のモデムのチップの供給者が、モデムのチップを、携帯の本体製造者に販売することを、妨害することができる。そのような差別は、SEP 保有者に、モデムのチップ市場における独占を達成させたり、当該部品と競合する実施を、制限したりさせかねない」)(引用省略)。

⁵⁴ 米国連邦取引委員会, 意見提出への返答, *Motorola Mobility LLC & Google Inc.*, Docket No. C-4410 (2013 年 7 月 23 日) (「FRAND コミットメントを行うことで、SEP 保有者は、自主的に、有する SEP を、標準の全実施者に、公正で合理的な条件で、ライセンスすることを選択する」)

<https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2013/07/130724googlemotorolaletter.pdf>.

⁵⁵ Karl Heinz Rosenbrock, ETSI IPR Policy ではどの層の実施者にもライセンスすることが規則 (2017 年 11 月 3 日), https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3064894; Karl Heinz Rosenbrock, どうして ETSI IPR Policy はすべてへのライセンスを要求するのか, http://www.fair-standards.org/wp-content/uploads/2017/08/Why-the-ETSI-IPR-Policy-Requires-Licensing-to-All_Karl-Heinz-Rosenbrock_2017.pdf.

に、供給の全レベルで、ライセンスを付与する意志は、SEP 技術に、ライセンスを提供してきた企業の、歴史的慣習と、一致する。⁵⁶

近年、一部の企業は、サプライチェーンの一部の企業（通常、標準化された技術に最も精通している、コンポーネント、または、モジュールレベルの企業）へのライセンスを拒否する権利を、公に主張した。このようなライセンスの拒否は、いくつかの理由で問題があり、最終的には、下流の企業が作成する価値と機能に基づいて、FRAND よりも高いロイヤルティを、下流の企業に請求することにつながる可能性がある。

対照的に、上流企業に焦点を当てたライセンス方法が、特定の状況に応じて、より効率的で、より公正な、ライセンス過程を作成できるという、明確で説得力のある理由がある。効率の観点から、多くの業界では、これらの上流製品を利用している、数百または数千の、下流企業と比較して、標準に準拠したコンポーネントの供給企業は、ほんの一握りしかない場合がある。それらの一握りのサプライヤーに、ライセンスを与えることにより、特許所有者は、業界の大部分に、効率的にライセンスを与えることができる、と期待される。公平性の観点から、一般に、上流のサプライヤーは、標準、及び、そのさまざまな技術に関して、最も多くの情報と経験を持っている。一方で、下流の企業は、概ね「プラグアンドプレイ」の手法を採用して、製造及び販売する下流のデバイスに、簡単に組み込むことができる、標準化されたコンポーネントを購入する。そのような状況では、下流の会社は、対象特許に関して、主張された必須性、または、有効性を評価する、または、適切な FRAND ライセンス条件を評価するための準備に、随分不足している。

したがって、これらすべての理由により、次の結論に至る。

中心原則 2 : FRAND ライセンスは、関連する標準の実施を希望する、全ての人が利用できるようにする必要がある。一部の実施者に対して、ライセンス付与を拒否することは、FRAND の約束とは相反する。多くの場合、上流ライセンスは、特許権者、ライセンシー、及び、業界に利益をもたらす、重要な効率を生み出すことができる。

5.3 FRAND 価格の評価方法

SEP は、下流製品の値や用途ではなく、独自の、技術的なメリットと範囲に基づいて、評価される必要がある。特定のライセンス条件や、SEP 価値は、当事者の、独特の事実と状況を考慮して、常に、ケースバイケースで決定する必要があるが、裁判所、並びに、欧州委員会が認めた、FRAND 評価のための、いくつかの明確な方法論的アプローチがある。このサ

⁵⁶ 反対請求及び積極的抗弁 第 53, *Broadcom Corp. v. Qualcomm Inc.*, No. 05-3350 (MLC) (JJH) 2008 WL 2140801 (D.N.J. 2008 年 2 月 29 日) (「CDMA 技術の知的財産権の、大部分を有する Qualcomm は、公正で、合理的で、非差別的な条件で、どんな会社にもライセンスを提供するという、競争促進的なライセンスのモデルを実施している」).

ブセクションでは、さまざまな当局によって発表された、これらの方法論的アプローチについて、説明を加えるが、価値評価の問題を検討する際には、当事者は、常に、（弁護士や他のアドバイザーと相談するなど）独自の判断を下す必要があることを、強調する。

欧州委員会は、ロイヤルティの方法論に関する、最近のガイダンスで、次のように述べている。

以下の IP の評価原則を、考慮に入れる必要がある [FRAND の契約条件の評価に際して] :

- ライセンス条項は、特許技術の経済的価値と、明確な関係を持っている必要がある。その価値は、主に、テクノロジー自体に焦点を当てる必要があり、原則として、テクノロジーを標準に含める、という決定から生じる要素を、含めるべきではない。技術が、主に標準向けに開発され、標準外の市場価値がほとんどない場合は、標準内の他の貢献と比較した、標準内の技術の相対的な重要性など、代替の評価方法を検討する必要がある。
- FRAND の価値を決定するには、特許技術の現在の価値を、考慮する必要がある。⁵⁷ その値は、特許技術とは関係のない製品の、市場での成功と、無関係である必要がある。
- FRAND の価値の評価は、SEP 保有者が、利用可能な、最高のテクノロジーを、標準に貢献するための、継続的なインセンティブを確保する必要がある。
- 最後に、ロイヤルティの累積を回避するために、FRAND の価値を定義する際に、個々の SEP を、個別に検討することはできない。当事者は、技術の全ての価値を評価するために、合理的な累積された、標準のライセンス率を考慮する必要がある。

58

これらの各ポイントを順に検討すると、委員会のアプローチに関して、次の観察を行うことができる。(1) SEP は、標準、または、下流テクノロジーの価値ではなく、独自の、技術的価値で評価される。(2) SEP の価値は、多数のコンポーネントからなるエンドユーザー製品の、市場での成功（販売価格、オペレーティングシステム、ブランド、追加機能など）に結び付けてはならず、標準の、導入されてからの年数にみあった、価値低下を考慮に入れる必要がある。(3) これらのアプローチを使用した SEP 評価は、合理的な報酬を取得するという、特許権者の利益を尊重する。(4) 特定の SEP の FRAND レートは、ロイヤルティの累積を考慮に入れ（当該

⁵⁷ EC SEP コミュニケーションによると、「現在価値は、ライセンス契約の締結時に、割り引かれた価値である。技術的に動きの速いビジネス環境で、数年にわたって、ライセンス契約が締結されていることを背景に、時間の経過に伴う割引を、考慮に入れることが重要である。」 EC SEP コミュニケーション, 上記脚注 17, sec. 2.1, n.29。

⁵⁸ 前同 sec. 2.1.

標準に属する全 SEP の、合理的な累積ロイヤルティにより設定される)、及び、標準内の SEP の、特許期間の満了に関するプロファイルを考慮する必要がある。

当然のことながら、これらの委員会が承認したアプローチは、国内裁判所が採用したアプローチとうまく調和している。ヨーロッパでは、一般裁判所は、特許は、標準化によって提供される、相互作用性の価値に基づくのではなく、固有の技術的価値に基づいて、評価されるべきであると述べている。⁵⁹

他では、欧州委員会の SEP コミュニケーションに記載されている、下記の要件も同様に重要である。「すべての特許と同様に、SEP のロイヤルティ率は、特許発明の価値に配分される必要がある。」⁶⁰これは、ロイヤルティの計算に、技術を標準に含める、という SDO の決定から導き出された価値を、含めるべきではないことを意味する。「SEP を扱う場合 . . . 特許権者のロイヤルティは、特許技術の標準への採用によって、付加される価値ではなく、特許機能の価値を、前提としなければならない。」⁶¹ロイヤルティを設定するには、「発明を正確に評価するのに、最も適している、妥当な共通基盤を、特定することが重要である。多くの場合、これは、発明を含む、または、関連する特許を侵害している、最小の金銭評価可能なコンポーネントとなりうる」⁶²。このアプローチは、FRAND ロイヤルティが、関連する SEP を侵害する、侵害コンポーネントに基づく必要がある、と決定し、エンドデバイスの価値、さらには、ワイヤレスネットワークの価値さえも考慮すべきである、という議論を排斥する際に、採用されている。⁶³

加えて、これは、ロイヤルティが、標準に存在する全体のロイヤルティを考慮に入れて、

⁵⁹ Case T-167/08, *Microsoft Corp. v Comm'n* [2012] E.C.R. 323, 第 138 段落 (「争いのある決定で扱われる、戦略的価値と内在的価値の区別は、Microsoft によって課された、相互作用性情報へのアクセス、及び、利用の対価の合理性に関する、評価の基本的な前提である」); 2009 年 9 月 12 日欧州委員会決 第 66 段落, Case COMP/38.636 – *Rambus*, http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/38636/38636_1203_1.pdf (欧州委員会は、ラムバスが「ロイヤルティは、最終製品ではなく、個別に販売された、チップの価格に基づいて決定がされる」と、表明するまで、ラムバスが、標準化団体における詐欺的行為の申立てにあたり、解決のために提案したコミットメントを容認しなかった。それらチップが、もし、他の製品に組み込まれている場合、個々のチップの価格により決定される、ということに変わりはない。))。

⁶⁰ *Ericsson, Inc. v. D-Link Sys., Inc.*, 773 F.3d 1201, 1232 (Fed. Cir. 2014).

⁶¹ 前同。

⁶² 米国連邦取引委員会, 知的財産権市場の展開と、特許権の通知と救済の、競争法的整合性 25 (2011).

⁶³ *In re Innovatio IP Ventures, LLC Patent Litig.*, MDL Dkt. No. 2303, 2013 WL 5593609, at *18 (N.D.Ill. 2013 年 10 月 3 日) (FRAND 率は、下流テクノロジーの価値に基づくべき、との主張の排斥、及び、Wi-Fi チップの利益率への着目); *GPNE Corp. v. Apple, Inc.*, No. 12-CV-02885-LHK, 2014 WL 1494247, at *13 (N.D. Cal. 2014 年 4 月 16 日) (法的な結論として、電気通信 SEP には、「周波数帯域のプロセッサは、妥当な最小の販売可能な特許実施単位と判示」) をも参照。

その一部を占める特許権者の貢献を評価する必要がある、ことを意味する。⁶⁴たとえば、適切なロイヤルティ率の、妥当な出発点は、製品に組み込まれている、1つ、若しくは、複数の標準の、業界内SEPの総数に対する、SEP保有者の割合の持分、及び、業界内の期限切れになったSEPの総数である。⁶⁵このアプローチのさらなる利点は、SEPの価値が、ライセンスを受ける会社の種類によって、変化しないことであり、他者が創出する機能の価値を、ロイヤルティに含めることなく、特許技術の価値に焦点を合わせることである。

したがって、上記の理由により、次のように結論される。

中核原則 3 : SEPは、下流の値や用途ではなく、独自の技術的メリットと範囲に基づいて、評価する必要がある。多くの場合、これは、追加のテクノロジーを組み込んだ最終製品ではなく、SEPを直接的、若しくは、間接的に侵害する、最小のコンポーネントに焦点を当てることも意味する。欧州委員会が指摘するように、SEPの評価には、「技術を標準に含める、という決定から生じる要素を、含めるべきではない」。さらに、「FRANDの値を定める場合、当事者は、標準に関する、合理的な総計のレートを、考慮する必要がある。」⁶⁶

5.4 ポートフォリオのライセンス供与と係争中の特許の取り扱い

特許は、常に、個々の資産として、そして、本質的に、管轄地に固有として見なされてきた。特許を、相互に、または、他の資産に、「バンドル」または「結び付ける」-これにより、特許権者は、ライセンシーが、特許権者が所有する、別の資産の権利を購入することに同意しない限り、ある特許へのライセンス付与することを拒否することは、裁判所や競争当局に、大きな疑いを抱かせる。以上と同じ提案が、SEPの状況にも適用されている。⁶⁷いかなる当事者も、ポートフォリオのライセンスの取

⁶⁴ Memorandum of Findings of Fact and Conclusions of Law, *TCL Comm'n Tech. Holdings, Ltd. v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson*, No. SACV 14-341 (C.D. Cal. Dec. 21, 2017); *In re. Innovatio IP Ventures*, 2013 WL 5593609.

⁶⁵ 前同。

⁶⁶ EC SEP コミュニケーション, 上記脚注 17, secs. 2.1, 2.4.

⁶⁷ 欧州委員会決定-モトローラ-GPRS 標準必須特許の規制 C (2014) 2892 最終, 2014 年 4 月 29 日, recital 386 (「the Der Grüne Punkt – Duales System Deutschland GmbH (“DSD”) ケースで、欧州裁判所は、「支配的地位にある者が、ライセンシーに対して、実際には、ライセンシーが、商標が特定するサービスを利用していない場合に、当該商標の利用に対する、ロイヤルティの請求を行うことは、濫用にあたる。同様に、本件で、Motorola が、Apple が侵害していないかもしれない SEP につき、iPhone 4S による実施を理由として、ロイヤルティの請求をすることは、Motorola が、Apple に、当該侵害の主張に、挑戦する機会を持たないまま、潜在的に正当でない可能性のある、ロイヤルティの支払いを要求するのと同じである。」); *Microsoft Mobile Inc. v. Interdigital, Inc.*, Civ. No. 15-723-RGA, 2016 WL 1464545, at *1 (D. Del. Apr. 13, 2016) (とりわけ、原告が、被告が、

得を、強制されてはならない。むしろ、紛争がある場合は、これまでの特許法、及び、権利者の負担が、引き続き適用される。

SEP の状況では、非 SEP の状況と比較し、唯一の変更点は、特許の所有者が、一方的に特許が SEP である、と宣言した点にある。しかし、そのような一方的な宣言が存在することは、宣言の内容に対し、異議を唱えることができない、または、唱えるべきではないことを、意味するものではない。欧州委員会が委託した最近の調査によると、宣言された SEP の 50% から 90% は、実際には、標準に必須ではない（つまり、実際には、SEP ではない）と示された。⁶⁸したがって、潜在的なライセンシーが、多くの場合、ポートフォリオの一部が、必須であるか、有効であるかを争うのは、不思議ではなく、また、誠意を持って、ライセンシーに適用ないと考えられる部分に、ロイヤルティを支払うことに抵抗することも、当然である。

特定の特許をめぐる紛争がある場合、SEP 保有者は、ライセンシーに対し、ポートフォリオライセンスの受諾を強制したり、または、一方的な必須性の主張を介して、その後、ライセンシーが、特許が適用されないことを証明する必要があるように、立証責任を変更しようとすることはできない。SEP 保有者が、潜在的なライセンシーから、ポートフォリオライセンスを要求する（たとえば、申し出する）ことを許可すると、SEP 保有者は、その特許を標準に含めることによって付与された、市場支配力を活用し、非 FRAND の条件を捻出しかねない。SEP 保有者は、たとえば、多数の「質の悪い」特許（たとえば、交渉または裁定で詳細に検討された場合、有効、侵害、または必須である、とは認められない特許—実際に、SEP ではない）に、少数の「高品質」特許をバンドル化して）、認識されるポートフォリオサイズを高め、ライセンスコストを不適切に押し上げ、エコシステム全体、そして、最終的には、消費者の利益を損なう。

むしろ、確立された当局の見解によれば、潜在的なライセンシーが、誠実に、特許に挑戦を開始することは、許可されるだけでなく、奨励されるべきことが、公共の政策上、要求される。たとえば、米国最高裁判所は、もし、特許に挑戦することが止められると、必要もなく、正当化できない特許に対して、公衆が、報酬を与え続けなければならなくなるので、特許への異議提出には、「重要な公益」がある旨を強調す

非必須特許のライセンスに、SEP のライセンスを結びつけた、と主張していた場合、反競争的行為を請求原因とする、訴状を却下することを拒否)。

⁶⁸ 様々の、主要な技術に関してなされた研究では、厳格に検査すると、SEP 宣言された特許のたかだか 10% から 50% の、が、必須であった (CRA, 2016 及び IPlytics, 2017) と示した、欧州委員会の SEP コミュニケーション、上記脚注 19 を参照。EC SEP コミュニケーション上記脚注 17, sec. 1.2.2 脚注 19.

る。⁶⁹同様に、「特許権者は、抗弁の主張から隔離されるべきではなく、したがって、実際には、特許性がない、または、特許の独占できる範囲を超えている、アイデアの使用に対して、ロイヤルティを徴収することを認められるべきではない」と警告した。⁷⁰同様の理由で、欧州委員会は、ライセンス契約の非チャレンジ条項に、「セーフハーバー」があってはならない、と主張した。

このような懸念を回避するために、FRAND 附帯 SEP の保有者は、(i) 標準に必須ではない、無効である、実施者によって侵害されていない、若しくは、すでにライセンスが付与されているか、消尽された、と考えられる特許の、ライセンスを取得する、との条件に基づいて、または (ii) 実施者が保有する、標準に必須ではない特許に、ライセンスを与えることを条件として、FRAND の附帯する SEP ライセンスに、実施者にライセンスの付与をすることは、できなくする必要がある。これには、当事者が、特許が有効か/侵害されているか/必須であるかどうか、を争う場合が含まれる。特許権者は、そのすべての特許が SEP であると、単純に、一方的に主張し、潜在的なライセンシーに、ライセンスの条件として、すべてのライセンスの支払いを強制することはできない。

上記のように、欧州委員会の調査によると、宣言された SEP の、50%から 90%は、実際には SEP ではなかった。したがって、特許所有者が、特許が SEP であると主張しているという理由だけで、特定の特許のライセンスが必要である、と推定すべきではなく、潜在的ライセンシーは、係争中の特定の特許に対して、ライセンスを実際にライセンシーが必要とする、と判断されない限り、すべての特許（係争中の特許を含む）のポートフォリオのライセンスを、受け入れる必要はない。特許を SEP であると宣言しても、関連する立証責任が、ライセンシーの方へシフトしたり、請求や防御を主張するという、潜在的なライセンシーの権利に、影響を与えることはない。従って、競争当局は、例えば、無効、非侵害、及び/または、消尽の観点から、特許の実質に関して異議を提出することは、潜在的なライセンシーを、「非意欲的」ライセンシーにすることでないと、明確に指摘している。⁷¹

同様に、SEP 保有者は、SEP に FRAND ライセンスを付与する条件として、標準に必

⁶⁹ *Lear, Inc. v. Adkins*, 395 U.S. 653, 670 (1969).

⁷⁰ *Blonder-Tongue Labs., Inc. v. Univ. of Ill. Found.*, 402 U.S. 313, 349-50 (1971).

⁷¹ 米国連邦取引委員会決定及び命令, 8, *Motorola Mobility LLC & Google Inc.*, Dkt. No. C-4410 (2013 年 7 月 23 日) <http://www.ftc.gov/os/caselist/1210120/index.shtm> (「侵害の主張のなされた、FRAND 附帯特許の、有効性、価値、侵害、若しくは必須性について、異議を唱えることは、実施者を非自発的なライセンシーとするわけではない」)参照。

須ではない、保有する可能性のある特許に、ライセンスを取得するよう、実施者に要求することはできない。たとえば、モトローラでは⁷²、欧州委員会は、そうすることで、重大な独占禁止法上の懸念が生じる可能性がある、と判断した。⁷³

パテントプールに関しては、プールが無効な特許を守る場合に、ライセンシーに高いロイヤルティの支払いを義務付け、無効な特許の対象となる分野でのイノベーションを妨げる可能性があるため、特に注意が必要な場合がある。⁷⁴SEP 所有者が、プールを通じて、SEP にライセンスを付与する場合、直接、SEP のライセンスを付与する機能も保持する必要がある。言い換えれば、パテントプールを通じてのみ、ライセンスを提供することは、SEP 所有者の FRAND ライセンス義務に、十分に準拠している、と見なされるべきではない。場合によっては、潜在的なライセンシーは、プールに含まれるいくつかの特許に、既に、ライセンスを持っている可能性があり（直接に、または、ライセンシーのサプライヤー、または顧客が、保有するライセンスによって）、プールが、既存のライセンスに対処するため、そのようなライセンスに関する情報を、容易に開示し、価格を調整することが、重要である。

当事者が、ポートフォリオライセンスについて、自主的に交渉しているが、特定の特許、または特許グループの、適用可能性について、合意できない場合がある。たとえば、ポートフォリオ内の、特定の特許が、実際にライセンスが必要な SEP である可能性がある、と同意する一方で、他の特許が、ライセンシーに関連していることに同意しない場合-誠実に、無効性、または非必須性の疑問のため、または、他の理由から-。このような場合、SEP 保有者は、他の合意のない特許の適用可能性について、潜在的ライセンシーが争うことを理由に、合意のある特許のライセンスを拒むことは

⁷² 欧州委員会決定, Case COMP/M.6381 – *Google/Motorola Mobility*, C(2012) 1068, 12.2.2012, http://ec.europa.eu/competition/mergers/cases/decisions/m6381_20120213_20310_2277480_EN.pdf.

⁷³ 他の懸案事項としては、SEP 保有者が、非 SEP 保有者に対して、SEP ライセンスの見返りに、それらの非 SEP をクロスライセンスを強要することである。」前同 第 107 段落, 脚注で、欧州委員会は、SEP 保有者は、一般に、相手の有する、同じ標準に属する SEP に関して、クロスライセンスを付与するよう、条件付けることは、認容されると注記し、違った標準に属する SEP に関して、クロスライセンスを付与するよう、条件付けて強制することは、遵守していないことを、示唆している。前同, 第 107 段落 n.57.

⁷⁴ EC 技術移転ガイドライン, 上記脚注 19. 技術プールに関する問題の一つとしては、無効な特許を保護するリスク場合が指摘されている。プール内の 1 つの特許のみが、有効である場合、チャレンジが失敗する可能性があるため、プーリングにより、チャレンジを成功させるための、コスト/リスクを高める可能性がある。プール内の、無効な特許のシールドは、ライセンシーに、高いロイヤルティの支払いを、義務付ける可能性があり、無効な特許の対象となる分野での、イノベーションを妨げる可能性もある。これに関連して、プールと第三者間の、技術移転契約における、終了条項を含む非チャレンジ条項は、条約の第 101 条 (1) に該当する可能性がある。

できない。⁷⁵

当事者は、未解決の紛争を解決するために、争われる特許について、調停、または、仲裁で解決することに、相互に同意するか、訴訟を開始して、特許の実質面、または、実際に SEP であることが判明した場合には、FRAND 条件を、決定することを検討できる。そのような紛争解決の枠組みで、当事者は、全世界レベルの裁定へ進むことを自主的に選択したり、または、特許の「誇り高いリスト」を使用して、完全なポートフォリオに関して、レートを設定することに、自発的に同意することができる。ただし、特許は、本質的に管轄地域性を持っているため、潜在的なライセンシーが、国内裁判所へアクセスする権利を主張する場合に、差止命令で脅かされるなどして、SEP 保有者により、世界的な FRAND 裁定（つまり、広域なポートフォリオライセンスで、レート設定を行うこと）に参加することを、強制されるべきではない。同様に、当事者の有する、適正手続を受ける権利、及び、国内裁判所へのアクセス権、の放棄を必要とする可能性のある仲裁の文脈では、ポートフォリオレベルの決定を強制するか、そのような手続きが合意されない場合、制裁を課そうとすることは、不当であり、既存の法律違反や、権利の侵害にあたる。

一方、当事者が、ポートフォリオライセンスの交渉に、自発的、かつ、相互に、同意する場合（特定の標準に対する SEP、特定のタイプのデバイスに関連する、すべての特許、または、企業の特許ポートフォリオ全体、などに関わりなく）、確かに、ライセンス交渉を行うことができる。ポートフォリオライセンスは、コストと管理上の負担を軽減できるため、企業にとって、魅力的で、自由な選択になる可能性がある。ポートフォリオ全体のライセンスは、特許を細々とライセンスする必要はなく、安定性と予測可能性を提供し、企業間の「特許の平和」を何年にもわたって促進することができる。

ただし、このような広範なポートフォリオライセンスは、両当事者が、自発的、

⁷⁵ モトローラでは、欧州委員会は、金銭的賠償を求める、特許権者の利益を、裁判所が、適切に保護できない、という主張を拒否し、代わりに、特定の特許に焦点を当てた、損害賠償訴訟が、特許権者の商業的利益を、保護するのに十分であると判断した。欧州委員会決定, Case COMP/M.6381 – *Google/Motorola Mobility*, C(2012) 1068, 12.2.2012, Recital 519 を参照。In re Innovatio IP Ventures, LLC 特許訴訟, MDL Dkt No. 2303, 2013 WL 5593609, * 18 (ND Ill. Oct.3 2013)（「リバースホールドアップは、標準必須特許に固有のものではないため、裁判所は、一般に、それが深刻な懸念事項となるとは、結論できない。特許権行使の試みは、侵害者とされる者が、裁判所で、特許行使に対抗するリスクを、必然と伴うので、特許権者は、高額な訴訟を、追行することとなる。ライセンスオファーの、RAND 義務への遵守に関する論点は、一つの潜在的な争点を与える程度である。当事者が、RAND rate を争う場合、当該争点は、侵害の責任に関連する問題を、訴訟するのと同じように、他の争われる多くの点と同様、訴訟で争われることになる。」）も参照。

かつ相互に合意した場合に限って、起こる必要がある。企業は、必要性のない SEP につき、ライセンスの取得を強制されるべきではない。たとえば、携帯電話、又は、コンポーネントのプロバイダーは、ネットワークインフラストラクチャーの SEP に対して、ライセンスを必要としないであろう。同様に、特定の国または地域でのみ事業を行っている企業は、必要性のない、世界的な権利の支払いを、要求されるべきではない。

したがって、上記の理由により、次のように結論できる。

中核原則 4：状況次第で、当事者は、相互に、自発的に、ポートフォリオライセンスに合意することができるが（合意の存在しない、一部の特許を含む）、ポートフォリオの中の、意見の不一致のある他の特許を理由として、必須であると合意された特許に対して、FRAND ライセンスを拒否するべきではない。このアプローチにより、当事者は、他の合意の存在しない部分にもかかわらず、特許ポートフォリオ内の、合意に至った範囲を特定することができる。合意がされていない特許については、いかなる当事者も、ポートフォリオライセンスを取得することを強制されるべきではなく、一部の特許について、争いが生じた場合、SEP 保有者は、実質面の立証責任を果たさなければならない（たとえば、主張された SEP が、侵害されており、支払いが必要であり、FRAND レートを確立する）。

5.5 透明性と予測可能性

SEP ライセンスの透明性は、標準化プロセスから始まる。FRAND ベースの IPR ポリシーでは、開発中の仕様に必須となる可能性のある、係属中の出願を含む、すべての特許の開示を、貢献者に義務づけることもできる。貢献者は、多くの場合、さらに一般的な IPR 宣言を行うことを推奨される。これらの取組みにより、FRAND コミットメントが、各 SEP に確実に適用されるようにする。このような透明性は、多くの SDO ポリシーで要求されているように、（1）IPR による制約が、標準化プロセスをブロックしかねないリスクを軽減し、（2）SDO 参加者が、標準の開発中に、テクノロジーを評価、及び、選択できるようにし、（3）SDO 参加者が、特定の標準をサポートすることの、潜在的なリスクとコストを評価するのを、支援する。

透明性の利益は、SEP ライセンス交渉の文脈でも、適用される。ライセンス提案が FRAND であるかどうかを、公正かつ透過的に評価するために、潜在的なライセンシーは、前提条件や、秘密保持の強制なしに、SEP 保有者が主張している根拠に関する詳細と、SEP ライセンス要求のサポートとなる情報を、得られる。FRAND 義務は、ライセンサーの支配的地位の濫用を制限し、限定するように設計されているが、ライセンサーは、過度の秘密義務を課すことで、SEP ライセンス実務に関する情報を、巧みに曖昧にすることができる。このような透明性の欠如は、潜在的なライセンシーが、FRAND ライセンスを締結するか検討するにあたり、前提となる条件を評価することを、より困難にする結果となる。関連する情報上の不利益は、容易に、非 FRAND

の結果を、引き起こす可能性がある。⁷⁶このような慣行は、特定のライセンシーに影響を及ぼすのみならず、FRANDの基本的な公益的機能、及び、強固で、公正、かつ透明な、SEPライセンスエコシステムを確保するという目標を、妨げる可能性がある。

このような機密保持の要求は、FRANDの条件と相容れる条件で、SEPライセンスが利用可能である、という業界の期待を、明確に妨げかねない。たとえば、潜在的なライセンシーが、特許権者が締結した、過去のライセンスに関する、基本情報にアクセスできない場合、その潜在的なライセンシーは、当該特許権者によって提案されたライセンス条件が、差別的でないかどうか、を判断できない結果となりうる。この問題は、潜在的なライセンシーらと、ライセンス情報の共有を禁止する、機密保持義務の負担のもとに、SEPが、PAEなどの第三者に転送される場合に、特に深刻になる可能性がある。透明性と明確性の欠如は、SEP保有者の主張を評価する際に（私的に、又は、訴訟で）、潜在的なライセンシーに、費用の負担を強いることともなる。これが、ライセンシーに、非FRANDであるライセンスを受け入れるよう、強制する手段として使用されうる。実際、SEP保有者が、過度の秘密保持の義務を課したり、関連する資料を提供しなかったりすると、ライセンシーは、訴訟係属により利用可能となる、情報開示の手続きによって利益を得られるよう、私的交渉よりも法廷での解決を望んで、訴訟の提起を促されかねない。

⁷⁶ 秘密性の条項は、近時の訴訟で、関心の集まるトピックである。多くの係属中の事件や、最近和解した事件で、原告は、SEP保有者が、NDAの誤用により、競争法とFRAND誓約に違反した、と主張した、ある。訴状 ¶ 66, *Microsoft Mobile, Inc. v. InterDigital, Inc.*, No. 15-cv-723 (D. Del. 2015年8月20日) (“InterDigitalは、秘密性を要求して、パテントのホールドアップと、差別を伸長する目的を図り、当該効果を生じさせた。秘密性は、InterDigitalに、競争市場でのロイヤルティを超える、ロイヤルティを取得させ、差別的ライセンスを営み、独占的支配力を濫用させた。SEPのライセンスの透明性は、反対に、潜在的ライセンシーが、効率的に、InterDigitalによる、FRAND誓約の非遵守を見抜き、そのFRAND義務違反の、パターンや実務を、露呈させうる。); 訴状 ¶ 54, *Asus Computer Int'l v. InterDigital, Inc.*, No. 15-cv-1716 (N.D. Cal. 2015年4月15日) (“IDCは、ライセンスした条件を秘密にすることで、自己が、ライセンス交渉を、秘密裏に行う能力を保ちうるようにする。IDCは、潜在的なライセンシーが、すべての交渉、あるいは、ライセンス締結に、機密保持契約への署名を要求する。IDCだけがライセンシーに与えた契約条件を知りうるように、こうしたことを行っている。この片面的な知識に守られて、IDCは、競争市場の条件を超越した、レートを取得したり、各ライセンシーから差別的な条件を引き出そうとする。”) (引用を省略)。少なくとも、1社のSEP保有者が、訴訟において、ヨーロッパ系電気通信業者に、潜在的ライセンシーが、広範囲にわたるNDAの締結を拒んだことが、当該通信業者のネットワークに対する、差止命令発令を正当とする、「非自発性」に該当すると、主張した。特許侵害に関する、当初の訴状 ¶¶ 32-33 & 90, *Huawei Tech. Co., Ltd. v. T-Mobile US, Inc.*, No. 16-cv-52 (E.D. Tex. 2015年1月15日) (T-Mobileが、双方向的な、秘密保持契約を拒否したことから、ライセンスに関する交渉を、行うことすら望まないとして、SEP差止命令を申し立てた…少なくとも前述の観点から、T-Mobileは、主張された特許の非自発的なライセンシーであり、誠実な交渉を行うことを望んでいないと考える。) これらの問題は、裁判所によって、完全には解決されていないが、一部のSEP所有者は、FRAND交渉に際しての、自己の行動を不明瞭にすべく、絶対的な秘密性を求めすぎていることが、分かる。

したがって、SEP 保有者は、SEP に請求しようとしている料金、ライセンスされている特許、及び、特許が、実際に有効な SEP であると信じる根拠について、開示し、透明性を保つ必要がある。欧州委員会が委託した、CRA 報告書に示されているように、「仲裁によって決定されたロイヤルティ率が、公表され、いずれかの当事者が、機密保持条項を一方向的に課すことができなければ、そのような透明性は、さらに増す」。⁷⁷

この点は、IoT 製品の開発に着手しようとしている中小企業など、SEP の問題に、完全に対処するための専門知識や、FRAND 条件が遵守されているか、確かめるためのリソースを持たない企業にとって、特に重要となる。

もちろん、企業は、交渉やライセンスに関連する、特定の項目について、機密保持することを、自主的に選択することができる。通常の商慣行の一環として、企業は、機密とみなす情報を、交換することを選択できる。機密性の高いビジネス情報には、製品の技術的な詳細、販売量、販売予測、価格設定、第三者の機密事項、サプライヤーとの関係、または、製品のロードマップが含まれる。当事者は、交換される情報の種類と、相互の希望に応じて、ケースバイケースで、より広範な守秘義務を、自発的に、定めることができる（そして、定める）。

広範な機密保持義務に対する、自主的な合意がない場合、FRAND ライセンス交渉を促進し、相手の FRAND 義務の遵守を、評価することができるために、重要となる、基本的情報は、機密保持契約を要するべきではない。SEP 保有者が、一般的に、秘密保持を要件づけずに、将来のライセンシーに、提供する用意があるはずの、非機密情報の種類の例には、次のものがあります。⁷⁸

- ライセンス供与が提案されている特許のリスト。
- そのような各 SEP が実施されている、と主張されている標準の、対応するセクションの特定。
- クレームチャートなど、必須性、及び、侵害の申立ての、根拠の詳細。
- 提供された条件が、FRAND であるかどうかを評価する際に、標準の実施者を支援できる、ライセンス条件の詳細。
- FRAND オファー（ロイヤルティ率を含む）が計算された根拠と、方法論の詳細。
- パテントプール管理者、または、他者が有する特許のライセンスを付与する権利を主張

⁷⁷ Charles River Associations, SDO による標準化と、SEP ライセンスの透明性、予測可能性、及び、効率性：欧州委員会への報告書 89 (2016 年 12 月 12 日)。

⁷⁸ SEP ライセンサーによる、違法行為の疑いを検討している、裁判所、及び、機関は、以下に特定された情報の多くを、潜在的なライセンシーに提供することを、要求する。例として、Huawei Technologies Co. v. ZTE Corp. 訴訟, C-170/13, [2015] E.C.R.477 欧州司法裁判所の判決。また、Qualcom に対する、国家開発改革委員会（中国）（2015 年 2 月 9 日）、及び、韓国公正取引委員会（2016 年 12 月 28 日）による、各調査での最近の決定。

する者の場合、特許所有者に代わって交渉を開始することを許可する（及び管理者の権限に対する制限を指定する）、特許所有者からの書面による授権。

- 過去の率、及び、ライセンス情報（大抵、第三者の有する、正当な機密性の利益を保護するために、匿名化または制限されており、該当する場合は、「付随契約」、「キャップ（上限）」、または「リベート」が含まれる）。
- 主張された特許に関連した、進行中の訴訟、または、その他の手続きの詳細。及び
- 潜在的なライセンシーの、サプライヤー、または、顧客（または、潜在的なサプライヤー、または、潜在的顧客）との、従前に締結されたライセンスに関する情報。これにより、潜在的なライセンシーは、その製品のいずれかが、すでにライセンスされているかどうか、を判断できる（その結果、潜在的な二重支払いを回避できる）。

交渉当事者が提供すべき情報の、より詳細なリストは、下記付録 B として、含まれている。

一方、交渉当事者は、機密保持条項を使用して、進行中の R&D、製品の販売、開発、若しくは、価格設定に関する情報、または、同様の事項など、真に機密性の高い、商業情報を保護することが、適切な場合がある。より広範囲の秘密をカバーする、互いの合意がない場合には、そのような限定を加えた、機密保持条項の使用は、透明性に関連する、公的、及び、私的利益に影響を与えることなく、情報の効果的な共有を、提供することができる。

したがって、上述の理由により、下記の結論に至る。

中核原則 5 : FRAND 交渉にある、両当事者とも、相手方に、広範に過ぎる、秘密保持契約を、強要しようとしてはならない。特許リスト、関連製品を特定するクレームチャート、FRAND ライセンス条件、以前のライセンス履歴の側面など、一部の情報は、潜在的な FRAND の条件を、評価するにあたって重要であり、これらの資料の、一般への提供可能性は、一貫した、公正な、FRAND の適用に対する、公共の利益を確保する。特許権者は、潜在的なライセンシーが、効果的に交渉できることを妨げるために、特許、または、以前のライセンスに関する、情報における優越性を、利用しようとすべきでない。

5.6 特許の譲渡と、特許の非集約化

FRAND 附帯 SEP が、譲渡される場合、最初の譲受人と、その後のすべての譲受人は、FRAND コミットメントに拘束されたままでなければならない。欧州委員会によって示されているように：

FRAND コミットメントの有効性を確保するには、参加している全ての IPR 所有者に対して、有する IPR（その IPR の、ライセンスを取得する権利を含む）を、譲渡する相手の会社が、FRAND のコミットメントに変わらず拘束されることを、たとえば、買主

と売主の間の契約条項を通じて、確約することを要求しなければならないだろう。⁷⁹

近年、一部の SEP 保有者が、特許ポートフォリオを、分割、または、「断片化」という扱いを開始した。SEP の所有権を譲渡することは、原則として、SEP、及び FRAND ライセンスのコンテキストで、問題を引き起こすことはなく、当事者は通常、適切と思われる特許を、自由に譲渡する必要がある。ただし、譲受人が、譲渡人が既にコミットした、ライセンス義務を尊重する場合に限られるべきである。

SEP が、前の所有者によりされた、FRAND コミットメントに従わない、新しい所有者に譲渡されると、問題が発生することがある。ライセンス契約が、SEP と一緒に譲渡されない場合、SEP 取得者は、関連する標準の実施者に、FRAND 条件を提供することを、拒否する場合がある。さらに、ますます多くの、別々の所有者に、SEP ポートフォリオが分散すると、ロイヤルティの累積の問題が、悪化する可能性がある。つまり、同じ標準について、複数の SEP 保有者が、各自要求するロイヤルティは、同じ標準の他の SEP の存在を考慮していない。そのため、全体的なロイヤルティが、不適切に高くなる。SEP ポートフォリオが、いくつか分割されている場合、各分割された部分（及び、ポートフォリオの残りの部分）に対して求められるロイヤルティの総計は、ポートフォリオが、単一の所有者によって保持されていた場合に、または、元の所有者によって請求されていた際の、FRAND とされたロイヤルティ額を、超えてはならない。

PAE（特許アサーションエンティティ）は、FRAND コミットメントを回避するために、直接に追求された場合に濫用であることがより明白なはずの行動を、曖昧にするために、単なるプロキシとして、利用されるべきではない。たとえば、特許の「私掠船」は、本来適用されるべき、相互的なライセンスのアプローチを、打破するために使用されるべきではない（たとえば、クロスライセンスされた特許に対処するために、ライセンスの率を調整する）。

したがって、SEP が売買された場合、FRAND 約束は、譲受人にまで及ぶ必要がある。FRAND 附帯 SEP が譲渡される場合、最初の譲受人と、その後のすべての譲受人は、FRAND コミットメントに拘束されたままでなければならない。

したがって、上記の理由により、次のような結論に至る。

中核原則 6：特許の譲渡にもかかわらず、FRAND 義務は妨げられず、特許売買取引には、その趣旨の明示的な文言を、含める必要がある。同様に、特許の譲渡は、ある特許について求められている、または、得られている代償を、変更すべきではない。SEP のポートフォリオが、分割される場合、分割された部分（及び、ポートフォリオの残りの部分）に請求されるロイヤルティの総計は、ポートフォリオが、単一の所有者によって保持されていた場合に、

⁷⁹ 欧州委員会水平ガイドライン、第 285 段落。Google/Motorola で、欧州委員会が、「SEP のポートフォリオを、売主から譲り受ける、買主の会社は、売主の会社によって宣言された、FRAND コミットメントに拘束されるべきである」。

または、元の所有者によって請求された場合に、FRAND であるとされた、ロイヤルティ額を超えてはならない。また、特許の譲渡は、潜在的なライセンシーのロイヤルティの「オフセット」、または、同様の互惠権を、無効にするために使用されるべきではない。

6. 結論

本 CWA が、ライセンサーとライセンシーの両者が、SEP の交渉を遂行及び合意に至り、FRAND 義務と一致する、適切な行動を維持するのに、役立つことを期待する。

このプロジェクトへの支持として、CWA 参加者は、DIN と CEN-CENELEC の温かい助力、支援、励ましに対し、感謝の意を表す。幅広い業界の利害関係者を集め、合意形成のプロセスを促進する、という彼らのサポートがなければ、この CWA は不可能であった。

附属書 A—よくある質問と回答 (Q&A)

Q: CWA とは何ですか、また、その目的は何ですか？

A: CWA は、「CEN-CENELEC ワークショップ協定」です。「これは、CENELEC ワークショップによって、開発、及び、承認され、出版物として、CENELEC が有する協定であり、そのコンテンツに責任を持つ、特定された個人及び組織のコンセンサスを、反映しています。」⁸⁰
現在の CWA は、SEP ライセンスの、ベストプラクティスに関する協定です。

この CWA は、(a) SEP ライセンスと、FRAND の適用に関する、教育的、及び、背景的情報を提供し、(b) 交渉当事者が、時々遭遇する可能性のある、主要な問題と、問題のいくつかを、特定して、説明し、(c) いくつかの SEP ライセンスの問題を、友好的に、FRAND 義務に準拠して解決するために、当事者が採用することのできる、主要な行動と「ベストプラクティス」を提供しています。この CWA が、経験豊富な SEP 交渉担当者と、経験の浅い SEP 交渉担当者の、両方が、より効果的に、公正な合意に達し、業界 (SEP 所有者を含む)、標準化、そして、最終的には、消費者の目標と利益をよりよく促進できるよう、支援できることを願っています。詳細については、CWA の第 2～5 章を参照してください。

Q: 標準必須特許 (SEP) とは何ですか？SEP が重要なのはなぜですか？

A: 特許は、発明に対する、法的に認められた権利です。特許は、他者に、発明の使用に関して、対価を請求し、場合によっては、他者が、発明を使用することを防ぐための、さまざまな権利を提供します。

標準の使用に不可欠な技術を保護する特許は、標準必須特許 (SEP) と呼ばれます。新しい、標準化されたテクノロジーは、「モノのインターネット」(IoT)、「5G」一連の標準、及び、その他の、次世代の標準化されたテクノロジーに向けられており、ヨーロッパの消費者、及び、以降の消費者により、今後発売される製品、インフラストラクチャ、及び、サービスで、使用されることが予想されます。特定の標準には、数百または数千の SEP が存在する場合があります。

Q: 特許ホールドアップとは何ですか？

A: 標準準拠の製品を、製造、または使用する企業は、必然的に、それらの製品に組み込まれている SEP を、使用する必要があります。したがって、この標準を使用しようとしている企業 (及び、消費者) には、SEP 保有者の技術を使用する以外に、商業的な代替手段がないため、ライセンス交渉における、SEP 保有者の交渉力は、劇的に高まります。

この現象は「ロックイン」と呼ばれます。標準開発組織 (SDO) の重要な課題の 1 つは、ロ

⁸⁰ <https://www.cenelec.eu/standardsdevelopment/ourproducts/workshopagreements.html> を参照。

ロックイン効果の悪用の可能性を防ぐことです。SEP 保有者が、ライセンス供与を拒否するか、ロックインを悪用し、相手を、差止命令の発令で脅すなどして、SDO が、技術を採用していなかった場合における特許発明の価値よりも、高額なライセンスを取得する場合、SEP 保有者の行動は、「ホールドアップ」と呼ばれます。

Q：FRAND コミットメントの目的は何ですか？

A：FRAND コミットメントは、公正、合理的、非差別的（FRAND）条件でライセンスを提供することへのコミットメントです。ロックイン効果が、悪用される可能性を防ぐために（前の質問も参照）、SDO は、通常、FRAND で、SEP のライセンスを提供するという、特許ポリシーを採用しています。

FRAND ポリシーの下で、標準の参加者は、関連する標準の実施を希望する、すべての当事者に、公正かつ合理的な条件で、特許をライセンスすることを、自主的に約束します。これにより、特許権者は、標準に貢献した特許に対して、妥当な価値を得ることができます。同時に、FRAND 義務が、採択され、遂行されると、技術が SDO に採用されていない場合に可能であった、SEP 保有者による、特許発明の価値を超えるライセンスの取得といった、地位の悪用や、または、FRAND 条件でライセンスを取得する意思がある、他の市場の参加者を除外することで、標準を実施することはできなくする行為から、市場と関係者を守ることができます。

Q：標準化に関して、競争法の役割は何ですか？

A：標準策定における行動は、競争法的な問題を引き起こす可能性があります。たとえば、標準策定のコンテキストでの議論は、本来は、競合するべき技術の間の、競争を削減、または、排除する、共謀の機会を提供しかねません。FRAND 義務は、標準化によって生じる可能性のある、潜在的な競争上の問題を、減殺するのに役立ちます。同時に、SEP 保有者による FRAND 義務の違反は、競争法上の問題を悪化させ、独占禁止法上の責任につながる可能性があります。

Q：標準化の関係における、公共政策と消費者の利益は何ですか？

A：FRAND アプローチは、経済成長を促進し、共同の技術開発を促進し、公共の福祉と、標準化された技術の普及を、促進することを目的としています。FRAND は、相互作用可能な製品を実現することへの公益を、促進すると同時に、競争、そして最終的には、消費者に害を及ぼす、不公正な慣行から保護します。

Q：これらの議論は、中小企業にどのような影響を与えますか？

A：標準化されたテクノロジーの使用の増加は、大小の企業に影響を及ぼしますが、中小企

業は、コネクテッドエコノミーの創出と、今後のイノベーションにおいて、大きな役割を果たすことが期待されています。ただし、市場エコシステムに参加するために必要となる、標準を包含する SEP に関する、不公正なライセンス要求は、SME が市場へ参加するのに、独自の影響を与え、害を及ぼす可能性があります。特に、一連の要因は、標準必須特許のライセンスを行う環境内で、中小企業に、非対称的なリスクを生み出し、最終的には、たとえば、リソース、商業情報、技術情報、市場での地位の観点から、下流のイノベーションを阻害する可能性があります。

Q：CWA が擁護している FRAND 及び SEP ライセンスの中核原則は何ですか？

A：中核原則の要約は、第 2 章で得られる、CWA の要約と、そのベストプラクティスドキュメントに含まれています。関連する原則のいくつかは、次の質問でも取り上げられています。

Q：ライセンスを取得する必要があると主張する、特許権者から連絡があった場合は、どうなりますか？

A：ほとんどの場合、弁護士と協力して、ライセンスと特許を評価し、交渉のプロセスを歩むのに、支援を得ることが重要です。特許が、実際に、標準に適用されるかどうかについて、サプライヤーから詳細情報が得られる場合がありますので、通常は、関連する機能について、サプライヤーに問い合わせることをお勧めします。そして、自分の持つ権利を理解することが重要です。あなた（またはあなたのサプライヤー）は、FRAND 条件で、該当する特許のライセンスを取得する、準備をする必要がありますが、圧力に屈して、不要なライセンスや、不公正な条件でライセンスを、取得すべきではありません。

Q：FRAND コミットメントを選択した SEP 保有者は、差止命令を、求めることができますか？

A：要するに、差止命令は、市場からの排除を意味します。差止命令は、多くの場合、当事者に、特定の行為を行うか、または、控えるように強制する、裁判所の命令による、衡平法上の救済と見なされます。これには、侵害の疑いのある製品の、税関の差押えや、刑事訴訟などの、事実上の差止命令が含まれます。そのような措置が、標準の利用者に与える影響は、深刻となりうえます。それは、問題の会社が、措置が課された地域で、製品を市場に出す（または、それを維持する）ことを妨げるからです。

FRAND 交渉の文脈では、差止命令の脅し（税関の差押え、または、刑事手続きを含む）は、使用されるべきではありません。ライセンサーは、実施者が破産している場合や、関連する裁判所の管轄外にある場合など、例外的な状況を除いて、FRAND 附帯 SEP の差止め命令を求めるべきではありません。

Q：FRAND ライセンスを取得できるのは誰ですか？

A：FRAND コミットメントは、潜在的なライセンシーに、ライセンスを付与することへのコミットメントです。形式上、FRAND の誓約は、ライセンスを、特定のサブグループに制限するのではなく、ライセンスを求める、いかなる潜在的なライセンシーにも適用されます。

Q：サプライチェーンのすべての関係者が、ライセンスを受ける必要がありますか？

A：ありません。たとえば、サプライヤーが、すでにライセンスを取得している場合、そのサプライヤーがライセンスを受けた製品を、自社の製品またはサービスで使用するときに、その会社は、同じ SEP のライセンスを必要としません（「特許消尽」）。これは、上流のサプライヤーよりも、下流の顧客が、大幅に多い業界にとって、SEP ライセンスの、特に効率的なアプローチになる可能性があります。

Q：FRAND コミットメントを提出した SEP 保有者は、バリューチェーンのどこで、ライセンスを取得するかを選択できますか？

A：いいえ。近年、一部の企業は、サプライチェーンの一部の企業（通常、標準化されたテクノロジーに最も精通している、コンポーネント、または、モジュールレベルの企業）へ、ライセンスの付与を拒否する権利を主張しました。このようなライセンスの拒否は、いくつかの理由で問題があり、最終的には、下流の企業が創出する、価値と機能に基づいて、FRAND よりも高いロイヤルティを、下流の企業に請求することにつながる可能性があります。これらのアプローチを検討した裁判所は、FRAND の義務と両立しないと判断しました。

Q：FRAND 価値を評価する際に、どのような方法を使用する必要がありますか？

A：SEP は、下流の価値や用途ではなく、独自の技術的メリットと範囲に基づいて、評価する必要があります。特定のライセンス条件と価値は、当事者の特定の事実と状況を考慮して、常に、ケースバイケースで、決定する必要がありますが、ヨーロッパと、世界の他の地域と、両方で、種々の当局によって支持されている、いくつかの、明確な、FRAND 評価のための方法論的アプローチがあります。CWA のセクション 5.3 は、これらの方法論的アプローチを取り上げていますが、価値の問題を考察する際には、当事者は、常に、（自分の弁護士や他のアドバイザーと相談して）独自の判断を下す必要があることを、強調しています。

Q：潜在的なライセンシーとして、ポートフォリオライセンスを取得する必要がありますか？

A：いいえ。たとえば、特定の国または地域でのみ事業を行う、潜在的なライセンシーは、必要のない世界的な権利の支払いを、要求されるべきではありません。同様に、ライセンサーは、潜在的なライセンシーに、ライセンスを必要としない、特許のライセンスを取得するように、強制することを許可されるべきではありません。たとえば、侵害されていない、無

効である、または、消尽されている場合などです。したがって、より広範な、ポートフォリオライセンスは、両当事者が、自発的、かつ相互に合意した場合にのみ、生じることになります。

Q：FRAND コミットメントの対象となる SEP の所有者として、潜在的なライセンシーに、SEP と非 SEP の、両方のライセンスを取得するように要求できますか？

A：当事者は、SEP と非 SEP の、両者を対象とするライセンスについて、自主的かつ相互に合意することができます。ただし、ライセンシーが、ライセンサーの特許ポートフォリオの別の部分（非 SEP）につき、ライセンスを受諾して、ロイヤルティを支払うことを条件に、ライセンシーに適応のある SEP へのライセンスの付与を、「結び付ける」、または、条件付けすることは、それらの非 SEP の特許が、ライセンシーの製品、または標準の実施に、適用可能であると考えられる場合でも、不適切です。

Q：標準化と、SEP ライセンスプロセスにおける、透明性と予測可能性の重要性は、何ですか？

A：SEP ライセンスの透明性は、標準化プロセスから始まります。このような透明性は、多くの SDO ポリシーで要求されているように、（1）IPR による制約が、標準化プロセスをブロックしかねないリスクを軽減し、（2）SDO 参加者が、標準の開発中に、テクノロジーを評価、及び、選択できるようにし、（3）SDO 参加者が、特定の標準をサポートすることの、潜在的なリスクとコストを評価するのを、支援します。

透明性の利益は、SEP ライセンス交渉の文脈でも、適用されます。ライセンス提案が FRAND であるかどうかを、公正、かつ透明に、評価するために、潜在的なライセンシーは、前提条件や、秘密保持の強制なしに、主張されている根拠に関する詳細と、特許権者の、SEP ライセンス要求のサポートとなる情報を得られます。

Q：FRAND ライセンスを提供するときに、SEP 所有者が提供する必要のある詳細は何ですか？

A：この基本レベルの情報には、将来のライセンシー（及びそのサプライチェーン）が、SEP を理解できるようにするための情報、標準を実装する製品によって、特許がどのように侵害されているか、その侵害、有効性、及び必須性の主張を評価するために、ライセンシーが必要とする、関連情報など十分に詳細な仕様（クレームチャートなど）などが含まれます。

SEP の所有者は、侵害していると主張された製品が、有効な特許権を侵害しているかどうかを評価するために必要な、基本レベルの情報を、提供する準備をする必要があります。これには通常、主張された特許のリスト、標準を実装する製品によって、特許がどのように侵害されているかを説明する、詳細な仕様（クレームチャートなど）、及び、侵害のクレームを評価するために、潜在的なライセンシーが必要とする、有効性、必須性、及び提案された評

価を評価する。その他の関連情報が含まれます。

Q：このタイプの情報は、NDA 下でのみ提供できますか？

A：当事者は、ライセンス交渉に関する広範な機密保持に、自発的、かつ相互に同意し、交渉の一部、またはすべての側面を、保護することができます。ただし、一般に、特許ライセンス交渉の目的で、NDA を締結する必要はありません。また、NDA を締結しないことを選択した場合でも、いずれの当事者にもペナルティはありません。NDA に参加しないことを選択しても、どちらの当事者も「非意欲的」になることはありません。

潜在的なライセンシーは、前提条件や、秘密保持の強制なしに、特許権者の、SEP ライセンス要求に関して、主張されている根拠や、それをサポートする詳細な情報に対する、完全な透明性を求められます。含めるべき特定の情報は、この CWA の附属書 B に記載されています。

Q：SEP 所有者が、FRAND コミットメントを誓約した特許を、新しい所有者に譲渡すると、どうなりますか？

A：SEP が売買された場合、FRAND 約束は、譲受人にまで及ぶ必要があります。FRAND 附帯 SEP が譲渡される場合、最初の譲受人と、その後のすべての譲受人は、FRAND コミットメントに拘束されたままでなければなりません。

Q：SEP ライセンス交渉に従事する場合、関連するプロセスの考慮事項は、何ですか？

A：典型的な、SEP のライセンスを交渉するプロセスに関する限り、「万能」というものではありません。人は、合理的な方法で行動し、いかなる局面においても、公正かつ誠実でなければなりません。さらに、CWA の第 3 章で概説されているように、考慮すべき、いくつかの基本事項があります。

Q：SEP ライセンスの交渉には、どのくらい時間がかかりますか？

A：時間は、状況によって、大幅に異なる可能性があります。おそらく、何ヶ月、あるいは、数年の交渉が必要です。交渉のタイミングは、関連する SEP ポートフォリオのサイズ、製品/テクノロジーの複雑さ、必要な情報を提供する際の、ライセンサーの勤勉さ、その他の要因など、多くの要因によって異なります。より複雑なケースでは、提供された資料を確認して理解するために、かなりの労力と時間が、必要になる場合があります。したがって、FRAND 交渉には、時間がかかる可能性があり、ライセンス付与に「万能」のタイムラインはありません。ライセンサーまたはライセンシーのいずれかが、交渉において、一方的に不合理なタイムラインを、事前に設定しようとする試みは、避ける必要があります。当事者が合理的に行動している限り、交渉のタイムラインは、紛争の争点であってはなりません。

Q：SEP所有者と潜在的なライセンシーの間の紛争を解決するには、どうすればよいですか？

A：紛争の場合、当事者は、国内裁判所で、従来通り、主張と抗弁を提出しようとするか、または裁判外紛争解決（「ADR」）に、互いに、任意に合意することができます。ADRを含む、そのようなFRAND訴訟には、契約法、特許法、競争法、及び/または、その他の法的請求が含まれる場合があります。

Q：SEPパテントプールとは何ですか？また、SEPパテントプールのライセンスを利用する際に、考慮すべき関連する考慮事項は何ですか？

A：SEPパテントプールは、特定の標準に関連する、さまざまな企業が所有する、複数のSEP（または、主張されているSEP）の統合であり、特許グループに、1つのライセンスを提供する、ことを目的としています。プールライセンスは、コストと管理上の負担を軽減できるため、企業にとって、魅力的で、自発的な選択になる可能性があります。プールライセンスでは、異なる企業から、格別に特許のライセンスを取得する必要はなく、単一の場所で、多数の特許のライセンスを取得できます。ただし、ライセンサーとライセンシーの両方が、パテントプールを介してライセンスを付与するか、決定する自由を保持しています。当事者が、プールに参加すること、または、プールからライセンスを取得することを、拒否したことは、SEPライセンスを、付与または取得することを、望まない意思を示すものと、見なされるべきではありません。さらに、プールに含まれる特許が、SEPであると主張されているからといって、それらが、実際にSEPであると結論付けることはできません。パテントプールライセンスの詳細については、CWAのセクション3.10及び5.4を参照してください。

附属書 B—ライセンス交渉に関する文書

公平な競争の場を作るために、SEP 保有者は、当事者間の交渉が、共通の情報と事実に基づいて進むことができる、情報を提供する準備をする必要があります。SEP 保有者は、通常、特許の適用可能性と、FRAND 条件の評価に関連して、関連する特許、その履歴、ライセンス、及び、その他の事項についての、はるかに多くの情報を持っているため、SEP 保有者は、潜在的なライセンシーが、クレームとライセンスオファーを評価するのに関する、情報とドキュメントを、利用することができるようにする必要があります。潜在的なライセンシーは、疑念を健全に維持すべきであり、SEP 保有者から提供された情報を、他の情報源、中でも、公開されている情報を、調べることによって、検証するよう努める必要があります。この附属書は、ライセンスの提供を評価するために、潜在的なライセンシーが通常必要とする可能性のある、情報とドキュメントのリストを列挙します。

- 1) SEP 保有者が、常に、自主的、かつ積極的に、提供する必要のある基本情報
- 2) 潜在的なライセンシーからの要求に応じて、利用可能にする必要がある情報
- 3) 主張された SEP に、ライセンスプログラムまたはパテントプールに、含まれている、または、以前に含まれていた特許が含まれている場合に、利用可能にする必要がある追加情報

このリストは網羅的なものではありません。当面の特定のケースに応じて、追加情報が、必要になるか、公正な交渉に役立つ場合もあります。

- a) 以下の情報は、SEP 保有者が、常に、自発的、かつ積極的に共有する必要があります。
 - ❖ SEP 保有者が必須であると考え、ライセンスを取得しようとしている特許（「必須特許」）のスプレッドシート、または、同様の機能の概要。詳細は次のとおりです。
 - 特許権；
 - 特許番号；
 - 発明者；
 - 元の申請者；
 - 地域；
 - どのパテントがどのパテントファミリーに属しているか；
 - 優先日；及び
 - 有効期限
 - ❖ 以下に関する情報：

- 関連する特許に関する、以前に判断された、または、進行中の、無効訴訟、訴訟、非侵害の認定、または、独占禁止法若しくは競争当局の主張；
 - 各必須特許の特許庁での更新料が最新であるかどうか；及び
 - SEP保有者が、提案されるロイヤルティ率が、特許権者及びその代理人の、双方の FRAND 義務に遵守していること、及び、締結される可能性のある合意若しくはライセンスは、永続的約束に適合していること、を内容とする永続的約束（つまり、継続して存続し、書面によるライセンスの締結によって、終了しない約束）に基づいて、ライセンスの条件を交渉するか。
- ❖ 潜在的なライセンシーが、自己の製品が、主張された特許を侵害しているか、を評価するために、十分な情報。その目的に向けて、SEP 保有者は、以下とともに、十分に詳細な、侵害請求チャートを利用できるようにする必要があります。
- 必須特許に関連する標準の機能が、オプションであるか、必須であるかに関する詳細；
 - ライセンス合意上の開示に含まれる情報、好ましくは、上記のスプレッドシート文書に統合された形。
- ❖ 潜在的なライセンシーから要求された場合、これは次のように補完する必要があります。
- 関連する SDO の IPR ポリシー（検討中の特許に関連する、IPR ポリシーの、該当するバージョンを含む）；と
 - 特許権者が、SDO に対して行った、FRAND コミットメントの詳細（例：提出された誓約書、または、該当する場合は、特許表明のコピー）。
- ❖ 提案された、FRAND ライセンス料のオファーが、どのように計算されたかの全ての詳細で、第三者との NDA 合意に起因する、機密保持の義務を遵守する目的のために、厳密に必要な範囲でのみ、省略される可能性があります。開示には、以下を含める必要がありますが、これらに限定されません。
- オファーの対象となる標準を含む、ロイヤルティが計算された基礎に関する詳細、もし異なる標準が含まれる場合には、異なる標準が FRAND オファーに反映される理由、及び、その方法；
 - ロイヤルティベースと計算が、合理的であると考えられる理由を含めた、計算方法に関する詳細；
 - SEP保有者が、関連した類似ライセンスであると主張する、同等の第三者とのライセンス条項の詳細。
ライセンシーからの要求に応じて、あるいは、SEP 所有者の理解に基づいて、SEP 所有者の主張する、標準全体に対する、当該所有者の特許のシェア、に関

する声明を含む、標準の権利状況についての情報によって、補完されるべきです。

- ❖ 交渉の対象となっている、標準に関連して、保持していた SEP が、SEP 所有者から他の会社に譲渡された場合、問題の標準に関連して、以前に保持していた SEP、及び、現在所有している当事者を、識別するリストを提供する必要があります。リクエストに応じて、以下を補完する必要があります。
 - 購入者、譲受人、受取人、または、独占的ライセンシーの名前;及び
 - 現在の特許権者の、特許ポートフォリオの内容変更が、ライセンス料に反映されているかどうか、また、どのように反映されているか。
- b) 潜在的ライセンシーに要求された場合、以下の情報は、提供されるべきである。
 - ❖ 特許のポートフォリオが大きい場合、当事者は、SEP 保有者が、SEP のポートフォリオの強さ、及び、関連性に関して、自己の見解を反映した、例示的または「誇り高い」特許リストを、ライセンシーに送付できることに、同意する場合があります（「主要特許」）。このような場合、SEP 保有者は、SEP 保有者がこれらの主要特許を選択した理由について、また、主要特許が製品に適用される理由を明らかとする情報を含めて、将来のライセンシーの製品が主要特許を侵害すると、主張する理由に関して、完全かつ正確な詳細も、説明する必要があります。。
 - ❖ 以下に関する説明と情報：
 - 元の出願人から、現特許所有者に至る、一連の所有権;
 - 必須特許のいずれかを無効にする可能性のある、事実または事項（他人が、無効である、または、潜在的に無効であると、主張した事実など）;
 - ライセンス契約中に、ライセンス料金が変更される場合に、SEP ライセンシー間の競争のための、「公平な競争の場」を維持するのに役立つ、ライセンス契約の条件の更新を、提供するかどうか;
 - 交渉中の特許に関するライセンシーの名前;
 - SEP 保有者が、潜在的なライセンシーの、直接、または、間接のサプライヤーに、ライセンスを求めたかどうか。ただし、潜在的なライセンシーが、それぞれのサプライヤーを、SEP 保有者に開示する場合、または、SEP 保有者が、これらのサプライヤーを認識している場合;
 - SEP 保有者が、サプライヤーの要求に応じて、潜在的なライセンシーのサプライヤーに、ライセンスを付与する意思があるかどうか;
 - SEP 保有者が、潜在的なライセンシーの顧客に、ライセンスを求めたかどうか;ただし、潜在的なライセンシーが、それぞれの顧客を、SEP 保有者に開示

CWA 95000:2した場合、または、SEP 保有者がこれらの顧客を認識している場合。

- 主張された特許が、プールライセンスプログラム、若しくはパテントプール（「パテントプール」）によって、現在、若しくは以前に、ライセンスされているか、ライセンスのために提供されているかどうか。もし、ライセンスがされたか、あるいは、ライセンスの提供がされたことがある場合は、SEP 保有者は、次の追加情報を提供する必要があります。

- パテントプールのアイデンティティ。
- パテントプールのライセンス条項。

c) パテントプールからライセンスの要求がされた場合は、次の情報を提供する必要があります。

- ❖ ライセンスプログラム、若しくは、プール管理者によって、ライセンス要求が行われた場合、管理者は、常に、ライセンスの全条件を交渉することができる、能力と権限の範囲を明確にし、潜在的なライセンシーに次の詳細を提供する必要があります。

- パテントプール内の、SEP 保有者のリスト；
- パテントプール内の、各 SEP 保有者が保有する、特許のシェアの詳細；
- 現在までのライセンスプログラムが行ったライセンスの、ライセンシーの名前；
- 各 SEP 保有者が、プールの存在に関係なく、SEP 保有者が保有する SEP に、直接ライセンスを提供する用意があることの確認；及び
- 上記のセクション 3.10 に記載されている、サプライヤーと顧客に関する説明と情報。